

小山田与清「作歌故実」二種（一）

山松^{*2}今^{*1}
田本井
洋智
嗣子明

「作歌故実」は小山田与清が残した歌学書である。与清は江戸後期、江戸の人。

万巻の書とその書倉に擁して読み続けた人である。読書にあたって万巻の索引を作成することを志し、また興味に従って抜書して、後にこれらによって著作をなした。「作歌故実」はそうした中で得た知識のうち和歌の故実と考えるものをまとめていったもので、知識の集成や整理や引き出し方、そのまとめ方などが営みとして現れており、その様相は興味をひく。また、これが書写されて周囲の人びとの所持するものになったことは、彼らの「故実」の共有の枠がいかようなものであったかという点でも重要であろう。ここに紹介する理由である。

筆者のうち、松本は「扶桑拾葉集」研究から水戸藩の彰考館と徳川斉昭の蔵書の研究へ進み、「扶桑拾葉集」の注釈や「八洲文藻」の編纂に関わり、晩年にその生涯の蔵書を水戸に寄贈した小山田与清その人と蔵書、また著作へと対象を広げた^(注1)。山田は南部家旧蔵の「散木奇歌集」二点が小山田与清の書入本を再現した^(注2)。山田は南部家旧蔵の「散木奇歌集」二点が小山田与清の書入本を再現した。伝本かとの推測から南部家旧蔵書とその調査を行い、与清の蔵書と購書、読書、索引や抜書、著作などの文芸活動のありさまと、与清と南部家の周囲にあった人々について考察した^(注3)。このようにして共通の対象となったのが「作歌故実」である。その後、本総合科学研究によって、中世の歌論、歌学を研究分野とする今井が参

加することになり、松本も同行して共同で盛岡市中央公民館と後にそこから移管されたもりおか歴史文化館の南部家旧蔵書の調査を行った^(注3)。このような次第で小山田与清の「作歌故実」のうち、後に述べるけれども完成したかどうかは分からぬながら成書の形態を持つ「作歌故実」と、これと同書ではないが、「松門倭歌談^{作歌故実}」と同じ書名があり、進めていけば同様の内容の書になったかと思われる著作の生成過程の初期の姿を見せるもう一本の二書を翻印して紹介することにしたのである。なおこの二書は別書だが、右のように「作歌故実」の名称が共通し、さらに外題を「作歌故実」とする前者には彰考館本やもりおか歴史文化館本のよりに端作に「松門和歌談」とするものもあって安定しないが、今はその内容を示す「作歌故実」を両者を合せた呼称として標題とし、それぞれを別々に対象とする記述には右の各書の標題を用いることにした。

今回紹介するのはこのうちの「作歌故実」の村田たせ子写本である。「作歌故実」の伝本は多くなく、もりおか歴史文化館（南部家旧蔵本二本）、彰考館徳川博物館、国会図書館、宮内庁書陵部、蓬左文庫、京都大学文学研究科図書館、天理図書館（竹柏園本）、広島大学福井文庫、早稲田大学図書館（二本）等に所蔵され、いずれも写本である。このうち彰考館本は「潜龍閣蔵書記」の印記があるいわゆる小山

*1 福岡女子大学文学部教授

*2 早稲田大学図書館特別資料室

日本で、与清の手元の本であったことは間違いない。同伝本は「原本の一つ」ともいべきもので、第一巻と第二巻とが別筆で二筆によって書かれているが、与清筆とは認められない。また本文上部にある書人も本文と同筆で与清自筆ではない。おそらく与清が草稿を一旦何人かに整理させたもので、書写者が書写後に一見してさらに書き落としの修正など本文欄外に書き込んだものと思われる本であるが、別に与清の指示かと思われる指示もある。すなわち、上巻十五項目の次に下巻の三項目の「晴の時」と四項目の「白紙を置」をここに移すようにとの指示だが、伝本はこの通りに項目を移動した形の書陵部本、南部家旧蔵本などと、元のままに書写された早稲田大学図書館の村田たせ子写本や蓬左文庫本などの二種がある。項目が移動されておらずこの指示自体も書写していない後者が与清の初期の草稿に近いと思われる、また村田たせ子本には先の修正がほぼ本文にあるところから、あるいはこの彰考館蔵小山田本の前段階の与清草稿を写したものでないかとの推測が一応は可能である。小山田本との関係はさらに考えるべき点多いが、これまでの経緯から与清と与清周辺の人々の関わりを表わすものとして筆者らが研究対象として取り上げていたので、右の村田たせ子写の一本を翻印することにしたのである。なお、後記奥書の書写者「たせ」はその筆跡や京都大学本の奥書(注4)などから村田たせ子と考えられる。たせ子は周知のように村田春海の養女で、春海の弟子であった与清と関わりが深く、書物の貸借、互いの歌会への参加など、また与清と出版上の関わりもあり、与清著の序を書くなど、「擁書樓日記」に濃やかな交流が見える人であり、こうして写されたのがこの伝本である。(注5)

書誌的な概略は次の通りである。

早稲田大学図書館蔵(函架番号へ4-470)。楮紙袋綴二冊。文政八年、村田たせ子写。寸法縦二三・八、横一六・三糎。第一冊薄橙、第二冊縹色のともに無地紙表紙。ただしこれは近代になって付された保護表紙で、今扉の体になっているものが本文共紙の本表紙である。墨付は一冊目七二丁、二冊目五三丁、遊紙はない。外題は現在の表紙の左上の題簽にそれぞれ「作歌故実 一」、「作歌故実 二」(注6)、内題(本表紙外題)は打ち付け書きで左上に「作歌故実」、「作歌故実 二

卷之内」(注7)、目録に一冊目「作歌故実」、二冊目「作歌故実卷之二」とあり、本文端作は二冊とも「作歌故実」。半丁を八行に書写。朱、墨の書入がある。また章段の通し番号第一冊は朱、第二冊は墨の丸入り数字で示している。第一冊最終丁裏に「松屋のあるしよりこひえて／文政八酉年む月うつす たせ」の書写奥書。旧蔵者の印記はないが、現蔵者を表す「東京専門／学校図書」の大型の単郭朱陽印があり、第一冊には他に「明治三十一年八月十八日ダイゴ氏寄贈」の朱印に墨で書き入れた受入記録がある。本文は前述の如く彰考館蔵小山田本と小異があるが、漢字仮名の別などはほぼ同様である。なお、本伝本に時折見られる細字の書入は原本の本文を書き落としたものを補ったものと若干のたせ子による追記である。

ところで、現在の表紙に「二」(注8)とあるのはいうまでもなく二冊本であることを示す。彰考館本も同様であり、この巻次の表示はもとの本の表示に従っているであろう。伝本によっては外題を上下とするものもあるが、これは現存の実態を示しているであって、「作歌故実」としては巻一、巻二の表示がなされ、現状が両巻が残っている状態である。しかし二冊を超える伝本は存在しないので、すなわち作品としてはこの後も続巻を予定していたが中絶した状態であり、その段階のままある程度流布したと見られる。(注9)

計画が壮大なあまりに中絶した与清の著作に「歌学大成」全五十巻があるが、本書も同様であろうか。「歌学大成」は文政三年二月に近刻の予告がなされ、「哥よみ文かくへき故事又はおもしろき詞ともをあつめ証歌をあけて詩学大成円機活法などの体に考証正しくものせられたる書也歌学者流此書を懐中秘とせば万巻の書のみしにおなしかるへき大有益の書なり」(注10)と記されていたが、文政十年以前に刊行を見ず放棄された。与清は長年蓄積した「万巻の書」の抜書をもとにこれを作るつもりであったらしいが、同様に成ったと思われる文政八年に写された本書が「歌学大成」と関係があるのかないのか、あるいは本書が「歌学大成」の一部だったのかそうでないのかなど様々な想像を誘うけれども、みな想像の域を出ない。(以下続稿)

注

- (1) 「献上本『扶桑拾葉集』の形態」(国文学研究資料館紀要30 二〇〇四・二)、「途絶した『歌学大成』」(早稲田大学図書館報 ふみくら77 二〇〇八・二二)、「早稲田大学図書館蔵『松屋蔵書目録』翻刻」(早稲田大学図書館紀要57 二〇一〇・三)
- (2) 「南部家旧蔵群書類従本「散木奇歌集」の輪郭」(福岡大学研究部論集A 人文科学編九一― 二〇〇九・五)、「問宮永好、八十子と南部利剛、明子と―挿話として―」(福岡大学人文論叢四一― 二〇〇九・九)、「散木奇歌集「南部家旧蔵本」の背景―伝本の位置を測るために―」(福岡大学研究部論集A 人文科学編一〇一七 二〇一〇・七)
- (3) 調査にあたって研究協力者の鯉坂聡子の助力を得た。
- (4) 同本は京都大学文学研究科図書館蔵(函架番号 国文学/Fo/6)、巻首に「下毛野/古家館/図書印」の蔵書印がある明治二年写本。奥書は「松屋のあるしよりこひえ給ひて文政八の年む月/たせ子のうつし給へるを/明治ふたつといふ年の葉月またうつす/春子」。
- (5) 早稲田大学図書館蔵のもう一本(へ4―8166)は新たに購入された井上宗雄旧蔵本(巻一・巻二、二冊)である。これは岸本由豆流旧蔵本で、本文にはやはり小異が見られる。村田たせ子同様小山田与清の周囲の人物の旧蔵として注意される伝本である。また、前注の京都大学本はたせ子本の転写本である。なお、早稲田大学図書館にはさらに前述の別本の「松門倭歌談〔一名作歌談〕」があり、これは小山田与清自筆稿本である。この本については次稿(二)で述べる予定である。
- (6) 一冊目の下部にも「一」などとあったかもしれないが、汚損で判断できない。「二巻之内」はラベルの下にあり「二」のみが見える状態である。
- (7) かつて松本が紹介した「松屋蔵書目録」(早稲田大学図書館蔵 イ二―二三〇九)にも「作歌故実 二」とある。注1参照。

小山田与清「作歌故実」二種 (一)(今井・松本・山田)

- (8) 『草縁集』の文生堂・耕文堂「蔵板目録」
- (9) 松本「途絶した『歌学大成』」(早稲田大学図書館報 ふみくら77 二〇〇八・二二)
- (10) 無窮会図書館神習文庫蔵「歌学大成」(小山田文庫の印がある井上頼因旧蔵本)(請求番号一〇六九七)。注9参照。

なお、翻印にあたっては早稲田大学図書館の許可を得た(許可24―188号)。本書の閲覧と翻印を許された早稲田大学図書館、閲覧時にご助言をいただいた故井上宗雄、宗像和重両氏、また京都大学本についてご高配をいただいた佐野宏、金光桂子両氏に謝意を表す。

〈翻印〉

翻字は概ね次のように行った。

- 1、漢字仮名の別、平仮名片仮名の別、踊字、仮名遣い等は原本のままとした。合字は単独の字に戻した。一部有意のものを除いて、漢字は通行の新字体を用い、異体字を現在通行の字体に改め、別体はそのまま残した。踊字はなるべく原態に近いものとした。ミセケチ、摺り消し、重ね書きなどによる本文の訂正は訂正結果をとり、補入はその存する位置に(〜)を付して記した。なお、一部繁雑になる図をそのままにしたところがある。
- 2、字の大きさ、改行、字高、二行書きの部分などは極力原態のままにした。振り仮名、濁点、句読点の類を新たに付すことはしない。すなわちこれらはもとのものである。振り仮名や傍記などは、その位置も含めもとのままとした。朱書きの部分は(朱)と記した。なお、章段を示す丸入り数字は一冊目はすべて朱だが、二冊目は墨書である。
- 3、虫損、汚損などの翻字不能の部分は推定できる字数分の□を宛て、その右傍に(虫損)のように記した。明らかに本文を推定できる場合は(〇〇カ)のように傍記した。本文に明らかな誤りがある場合は、その右傍に(ママ)と記したが、本文を推定できる

場合は(ママ、「〇〇」カ)のように傍記した場合もある。その他の私注もすべて括弧に入れて記した。

4、丁の変わり目には最終行の下に」を付け括弧の中に丁数と表裏を算用数字とオ・ウの記号とで示した。

作歌故実 一 (外題)」

作歌故実 (扉)」

作歌故実

目録

①作歌詠歌

②歌をつくる

③くちつ歌

④詞人歌人歌読

⑤歌枕

⑥本居氏の評」(1オ)

⑦万葉家

⑧歌名をもてあらはる

⑨草子物語外題

⑩雑題に季をよみいる、

⑪近世の人の歌をとる

⑫仮名づかひ

⑬定家卿の仮名づかひ

⑭古学通統」(1ウ)

⑮和歌披講

⑯百首歌

⑰懐紙の始

たとうかみ ふところ紙

⑱懐紙歌書様

⑲真名の懐紙

⑳一首懐紙

書切らぬ字 日月君の字」(2オ)

賀懐紙の字 沓冠

墨続 奥の明間

歌の闕字

㉑二首懐帑

㉒三首懐紙

㉓五首懐紙

㉔七首懐紙

㉕十首懐紙」(2ウ)

㉖十三首 十五首 廿首 三十首 五十首

百首 千首等の懐紙

㉗懐紙の料紙

㉘懐紙の端作

春日 同詠 題ノ割書

法楽 割位置

同姓の亭主には姓を書す

凡人懐紙 姓の細書と太書」(3オ)

僧の懐紙 児懐紙

致仕の人の懐紙

遊覧の懐紙 一首懐紙

二首以上の懐紙 季同

季書 端作書初

端作文字

倭和歌哥調等の字

端作闕字 未公文勘公文 一(3ウ)

二字題三字題 名乗

經文端作 もと草

(六行分空白) 一(4オ)

(半葉空白) 一(4ウ)

作歌故実

①(巻) 作歌詠歌

うたよむことを日本紀万葉などに作歌と書

たりまた万葉に詠^{ヨメル}天^{ツラ}詠^ル月^{ツキ}などもあるは

中昔の書に詠歌と書るもひがことにはあら

す京極黄門ハ書ノ名に詠歌大概とも名

づけられき崇神記には詠の字をウタフ

ともよめりうたよむといふは宇多は発声の 一(5オ)

名よむは引声の名也神武紀^{年号の條}に誦此^ヲ云^ハ二字

多^タ預^ヨ湫^ト雄略記^{四年の條}に歌賦ウタヨミ云^々枕草

子^春七^卷の巻抄むとくなるもの、段にうたよみして

おこせたまへる云々など見えその外日本紀の中に

歌の字誦の字をウタヨミと訓たるは^{アケルマツ}挙るに

違^イなし宇多ハ声ヲ発すにいふ古事記^{の條}の條略

に其猪怒^{イカリ}而宇多岐^{ウタタギ}依来^{ヨリ}故天皇^{カノミ}畏^{オソ}二其ノ宇

多岐^{ウタタギ}一登^{ノボリ}二坐^{マス}椽^{ハタノウヘニ}上^ニとあるも猪の声を揚て依^ヨ 一(5ウ)

来^クさまにて宇多岐ハ声揚の略也俗言にウナ

ルといふも声揚の略なるべし多と奈は音

かよへり本居氏^{兵官}は宇多岐を日本紀に宇

陀^ダ根^キと書たれば陀を濁り岐を清べしいひ

たれど日本紀の仮名は清濁混用て証にしがたし

すべて発声引声ともにアイウエオの語が中

國の自然にてこれを母音とす預牟は呼也牟

と夫の濁音は通例也声を引をいふ古事記^{卷上} 一(6オ)

稲羽の菟が鰐を欺る条に走乍^{ハシリツ}読度^{ミミワタル}また

読度来などあるも物を数るにひとつふたつなど

声立てよぶゆゑ也書籍を讀もまた呼の

通音にておなじ

②(巻) 歌をつくる

うたをよむといふはろんなし万葉の作歌の

字を賀茂翁^{詞書}の万葉考にはヨメルウタと訓

れたれど夫木^{漢語}詞書に引たるにはつくるうた 一(6ウ)

とよめり顯宗紀^{紀前}に詞人ウタツクルヒト云^々繼躰

二条大皇太后宮ノ大式か集に哥めせど心だくみのはかなさは斧のおとしてえ

こそつくらね此哥にも工の木をつくるによせてよめり

紀^{七年の條}に斐然之藻ウタツクルミヤビ云^々など見

えこの外紀中に作歌の字をウタヲツクルよめる

所おほかり空穂ノ藤原の君にうたつくりあそび

もしければ云々同吹あげの上に歌つくりなどし

つ、よみあげてきんにあはせてもるごゑにずん

じたまふ云^々枕草子^春の巻抄鳥はといへる段に

哥にもふみにもつくるなるは云^々などもあり古 一(7オ)

事記にも作^二御歌^一と書たるを本居氏の伝に

はミウタヨミシタマフとよめり

③(巻) くちつ歌

くちつうたは口ずさみなどいふにおなじ後に

ずんじなどいふたぐひにや雄略紀^{四年の條}に口号

クチツウタ云^々などあり口号の義ハ嚴滄浪詩

話に見え口唱の字ハ洛陽伽藍記に出て共に

西蕃カラクニの語をかりて書れし也後の合戦の書ウタ「(7ウ)
に京童の口歌クチウタといへるは今のはやりウタハナウタかな
どの類にておなじからず

④(本)詞人歌人歌詠

顯宗記前記に詞人ウタツクルヒトとあり詞人の字は

旧唐書ノ張九齡が伝に見ゆまた空穂蔵びら

きの中に此は、みこはむかし名高かりけるひめ

手かき歌よみなり云々源氏ノ玉かづらにこたび

の歌よみ云々又わざとある哥よみの中にては云々「(8オ)

枕草子春曙抄むくつけなるもの、段に女すこし

我はとおもひたるは哥よみがましくぞある云々大和

物語の上巻的段にあなおもしろの玉のうたよみや云々

栄花物語初花に歌よみの家々の集ども云々

元真集(二分空目)につくしにて歌よみあまた

俊忠集に哥よみの名ある女房云々林葉集

卷上に哥よみをえらびて云々安法々師集に哥

よみにくぼりて云々などおほく物に見えたるは「(8ウ)

〈宝物集巻のに当世ノ歌詠ドモ云々また万葉集ヨリコノカタ以来ノ集ニ入ル歌詠ドモ其数ヲ

シラス云々〉

拳アゲツツ尽すべからず黒谷和語灯録巻五に歌詠ハ罪ニテ候歟

答フアナガチニ得候ハジ但シ罪モ得功德ニモナルトモ

アリ旧本今昔物語明月記その外の記録

に歌人とも歌詠とも書たり

⑤(本)歌枕

源氏玉かづらによるづのさうし哥まくらよくあな
いしり見つくして其うちのことばをとり出るによ
みつぎたるすぢこそつようはかはらざるべけれ云々「(9オ)

花鳥余情に哥枕とは名所の歌をあつめたるを

いへり能因法師が五代集の哥枕のごとしと注

して細流抄一葉抄岷江入楚などみな同説

なりまた業平実方などの陸奥下りの事を

しるせる書どもに哥枕を見るといふことあり

歌の名所を見ること也又奥義抄ノ上ノ秀歌体の

条にふるき人おほく哥枕をおきてすゑに思ふ

こゝろをあらはすとあるは序哥の縁語枕詞など「(9ウ)

のこと、きこゆ門人篠原資重が説に歌枕と云は名

所の事しるせる書にかぎらすすべて歌詞の注釈

書の名なるへしそは今伝はれる能因歌枕といふ

ものも詞の注にて名所の事もしるしたれどこれ

は真偽さだかならずとていひもつけつべし公任卿の

歌枕能因の歌枕とて古書に引たるに名所の

事にかきらぬをもてしるへし源氏の注釈どもの

説はうけがたし歌枕は歌詞のこと、心得たるかよし「(10オ)

といへるは実にいはいはれたる説とすべし能因が諸国

歌枕三卷あり坤元儀と号すと顯昭が拾遺抄

注にいへり

⑥(本)本居氏の評

本居氏寛は歌口にあらずとてそしりいふこと近

来の歌先生の口くせなりされど円珠庵ノ阿闍梨

神梨居ノ翁河原本居氏などは千巻万巻チマキヨロツマキの書

よみあきらめて古今イニシヘイマに冠絶ヒイデたる大家なるを「(10ウ)

おふけなくろうしいはんはかしこしともかしこきわざ

なりそはもとねたましき心よりこれをだにと

いひたつるなめれどおよびがたきわざなるをや鈴

屋家集に古躰近躰をわけてよめるも学者

のしわざなり花三百首もなべての人よくしてん
やかのとへ上手の莊周に本居氏と近来の
歌先生とを評せさせたらんにはいかなるわざ
ことをかいひ出べき 一(11オ)

⑦(巻) 万葉集

世に万葉家の先生と自称人おほかりその先生
万葉を講ぜず校合だにせぬはさら也一わたりもよ
みとほらず本をしももたらでしたりがほな
るはいかなるゆゑにかあらん 諺に論語よみろん
ごしらずとかいふことふとおもひあはされひとりゑ
まれひとりはらきらるゝはや

⑧(巻) 歌名をもてあらはる 一(11ウ)

儒者は諸名をもて世にあらはれんことをはづ倭
学者も歌学者うたよみなどいはれてやまは
くちをしかるへし詩は別才とかいふめるごとく歌は
学のらうによらぬことなれば白髪シラカの老翁ヲヂも若
女房ニヤウによみへさるゝためしおほかりされどもの
まなふ力なき人は歌をだによみえて世に
もしられずてはいかゞはせん学者の歌は韓退士
柳子厚リウシコウが詩の類カゲヒにて別に味アヂハヒあり 一(12オ)

⑨(巻) 草子物語外題

東野州聞書に常光院来臨あり申されしは
哥双紙カフタをは外題ゲタイをはしに例式のやうに押也
物語は中に押よし申されし可オス知シル之ヲ云ク 搗囊ウツカ
抄セウ五ノに双紙フタヒノ銘ナリヲ中ナカニ書カアリ端ハシニ書ク如何
勅撰等ノ歌草子ハ皆端ニ書ク大和物語伊勢

小山田与清「作歌故実」二種 (一) (今井・松本・山田)

物語等惣テ物語ト云クハ必ズ中ニ書ク也ト是冷

泉家ノ之記也其外ハ無キニ沙汰一歟又於テハニ聖教ニ天 一(12ウ)

台宗山門ハ多分中ニ書キ寺門ハ必緒ニ書クト云々
按に管見野水抄ミツノミニ萩原随筆ハギハラ一安斎随筆アザイ

火打ヒウチなどにも此事をいへりさて外題はうはがきとも

うはがきともいふべし伊勢物語イセ段ダン十三にうはがきに

むさしあぶみとかきておこせて云々新古今ニクキ別離ワカに

紫式部北へゆく鷹のつばさにことづてよ雲の

うはがきかきたえずして夫木抄フキ秋三アキに為家

かけてとふたが玉章としらすらんかりのつば 一(13オ)

さの雲のうはがき同ニ雅有ニこのたびは見てかへし

けり手なれつゝひく墨たがふふみのうはがき続

世継セキ草クサの雲ノママ一ニ巻マ五ノ に行尊僧正ニのもとにやりたまへり

けるふみのうはがきには云々宇治拾遺ウヂ九ノ段ノの巻ニ

大和より瓜を人のもとへやりける文のうはがきに

云々孝徳紀コトクニ二年ニの巻ニに題ウハブミ云々蜻蛉日記セムシ巻ニ中ニ

うはがみに西山よりとかいたるを云々など見

えてこれらは消息文セウジのうはがきの事なれど 一(13ウ)

通はして書籍の外題の名にもいふべきなり

⑩(巻) 雑題に季をよみいる、

徹書記物語に雑の題にてはまづ季をよまじ

とするありおのづから季のよまれん事をば

とゝむべからずとあり按に季は当季のこと也

⑪(巻) 近世の人の歌をとる

近き世人の歌集をもてはやしその心をも

その詞をもわがもの顔にとりなせるはいと、

〈遠嶋御抄に当世の上手などおもしろく詠じたるをみてはやがて其やうに珍らしき

ことをとりてよむとまだしき哥人のさだまれることも用意あるへし」(14オ)

くちをし古き歌は本歌にもとり詞をもまね

ぶこと常なれど近き世の歌をかくしとるはぬす

人のしわざ也徹書記物語にきぬをぬすみて

小袖にして着たるやうとも百余年の人の哥をば

とりてよまぬこと也ともいへるをおもふべしいかに名高

き人の歌集にもあれ二百年の此方なるは見ぬが

よきも見れば心の底にもとまりとりはづしては

ぬすみしやうなる歌も出来べきなりかまゝてふる」(14ウ)

き集のみを目ならし口ならずべし

⑤(本) 仮名づかひ

仮名づかひの書は契沖法師が和字正濫抄あれど

伊能魚彦が古言梯ばかりたよりよきはなし

されどあやまりおほかればかうがへたゞさでは

用がたし難波にて吾師村田翁海春の校本を

板にゑりたれどそれはたうけられぬことあり

仮名づかひの格は時代によりてかはりあなる」(15オ)

を心得ずして中々にふるきにあやまることあり

そは古事記日本紀の仮名と延喜天曆の代の

仮名とはおなじからず万葉も奈良の朝にくだ

りての歌には古イニシにかはれる書ざま相ましれりから

国にも周易尚書など、さて古き仮名づか

ひとは馬を宇万梅を宇米諾を宇倍魚を

宇乎薫を加乎流など書たぐひ也延曆天曆

比の例は馬を牟麻梅を牟米諾を牟陪」(15ウ)

魚を伊乎薫を加保流など書こと神樂催

馬(出典案カ)東遊風俗古本字鏡和名抄新撰万

葉日本紀竟宴歌年中行事秘抄或ハ貫

之道風佐理行成の句草といふもの、伝は

れるはみなこの定也ヂヤウこれ音コエの通カヨへるより一変

せしにて後の定家仮名遣といふひがこと書

のたぐひにはあらずさるを三代集の比の書を

記紀万葉の仮名にあはせて書改んはいにし」(16オ)

へにあやまるにあらずや古調の歌古躰の文には

必記紀万葉の例を用べし三代集より後の

歌文に古仮名を用るは定家仮名遣の誤

におなじくてたゞ後にあやまると古にあや

まるとのけぢめのみ也此論余はやくよりおど

るかせどへらぬおも、ちして用る人なし近頃

石川雅望が雅言集に覽にこの心を得て書

るは具眼のしわざといふべし」(16ウ)

⑥(本) 定家卿の仮名づかひ

世に定家仮名遣といふものありそを今仮名

といふは古仮名にむかへて近くいひ出し詞也此

仮名遣は大炊助親行が拾遺愚草の清

書せんとて考するせしを孫の行阿が定

家仮名遣といふ名はおほせしなりとぞそは

四声軽重などにならずらへ古書に明証ある

をもしらず作り出しみだりことなればとり用べ

くもあらずくはしきことは師翁海春の仮名大意

抄に論弁せられたればいはず今やんことな

き御家にて用給へる仮名づかひはおのづから

別に定家卿の伝へ給ひしふかきむねあめれど

いかでかうかゞひしらん必流希(マメ、二音カ)の定家仮名

遣といふことわりなきものにはあらじ

④(朱)古学通統

古学とも万葉家ともいふ学のすぢは契沖 〔(17ウ)〕

法師荷田宿祢を祖とすれどもとは顕

昭仏覚成俊などが眼をひらきしを後に難

波の下河辺長流江戸の戸田茂睡などこれ

に志をよせ契沖法師大に其道をおこせる也荷

田宿祢は契沖に学はれしにはあらねどや、年お

くれたれば契沖の書などを見て目をひらかれ

けんも知べからず賀茂翁は宿祢の門人なれど

もはら契沖が説を 押 ひろめられぬ賀茂翁の 〔(18オ)〕

門人いとおほき中に本居宣長傑出て天下を

なびかし橘千蔭師翁ありて江戸に鳴た

れば古学は賀茂翁の道となりて実にて中興

の祖師といふべし余は村田翁より道を

うけたれば賀茂翁の孫弟なるをもておもて

おこしとし不才をも忘れてひとりゑみす今

誠に道統の系図をつくりて後学にしらし

めんとす 〔(18ウ)〕

○顕昭 法橋 袖中抄撰者
左京大夫顯輔孫子

○成俊 惟少僧部文和年中人

○戸田茂睡 江戸人
号楽本

○僧契沖 摂津尼崎人号内森庵
歌学 仏学

○荷田東磨 洛南稻荷
神学 律令 歌学

荷田在満 律令 歌学
故実 歌学

〔(19オ)〕

小山田与清「作歌故実」二種 (一) (今井・松本・山田)

安藤為章 水戸藩十号年山
歌学 史学

今井似閑 京都人 号見牛
歌学 史学

海北若冲 浪華人号安柏
歌学 史学

野田忠肃 摂津今津人
歌学 史学

たみ子 歌学 (朱)

賀茂真淵 遠江人号藤居世孫國部衛士
神学 史学 律令 故実 歌学

小野古道 歌学

○

加藤宇万枝 号静舎
歌学

伊能魚彦 下総佐原人号茂左衛門景良
歌学 画家

村田春郷 歌学 〔(19ウ)〕

橘千蔭 歌学 書家 画家
号芳宜園

村田春海 号織錦扇 俗稱平四良
歌学 律令 詩人

建綾足 号涼袋 仙台人
歌学 画家 俳諧

橘常樹 歌学

高橋秀倉 律令

本居宣長 号鈴屋 歌学
神学 韻学

荒木田久老 号五十櫻園
神学 歌学

栗田土満 遠江人 〔(20オ)〕

内山真龍 遠江人
歌学

よの子 歌人

○

しつ子 歌人

○

田中道磨 歌学

横井千秋 尾州藩士
歌学

服部中庸 袖学
伊勢松坂与方

上田田百樹 神学 史学 〔(20ウ)〕

小篠敏 石見浜田藩士
歌学

御風 松東藏 歌学

上田秋成 浪華人号子扇
歌学

片岡芳香 江戸人

馬場長英 江戸人

井上務廉 江戸人

山本正臣 歌人 故実

清原雄風 歌学 正木千幹 歌学 「(21オ)

○村田春道 歌学 賀茂翁友 俗稱治兵衛 春郷春海友

○橘枝直 歌学 賀茂翁友 千歳文

○富士谷成章 歌学 始名景雄 歌人

○大村光枝 歌人 彦太良 京都市人

○小沢蘆庵 歌人 小川萍流 歌人

○僧海量 近江人 歌人 僧立綱 歌人 近江人

○賀茂季鷹 歌人 安田躬絃 歌人 「(21ウ)

⑤和歌会披講

和歌の式正会といふことは地下にてはならぬことなり

そのさまは袋草子八雲御抄などに見えておほ

かたおほかたおしはからるれど学せんし近頃の人

ともすれば式正会と名づけ其式まねふはいとふよ

うにてたとへは竜を捕術を学がとし禁裏仙洞

撰家などの御会に召れたらんにはその作法その時

学てたりぬべし地下の会は歌をよみならひ懐紙 「(22オ)

短冊など書ならふべき稽古会なれば式正の作法

しらずてもさであるべし披講といふも宗匠家の

作法にて他にて惜しまねぶはえあるましきわざ

なりそもく和歌ノ御会の時は読師懐紙を披

きて台に置を講師とりて節なしによむ也

発声はその跡にて節をつけてうたふこれ神楽

のうたひもの、家の家業也くはしきよしは樋口

秘記に見ゆ 「(22ウ)

⑥百首歌

百首歌は堀河院の御時基俊頼以下十四人

の百首を奉らしめ給ふこれを初度百首とも

太郎百首ともいふ同院の永久四年にまた七人

の百首を奉らしめ給ふ後度百首とも次郎百

首ともいへり此後百首の作いと、おほかりそは

百首部類続百首部類群書類従などに

収たれば閱て知べしさてそのよみやうは桐火桶 「(23オ)

と申はさだまりてそのすがたあるべし是又大事

にて家に秘すること也百首にはまづ地歌をぬ

づらしげなくさつくとよみわたしてその所々

秀逸めきたる歌をよみまじふる也百首に七

八首にはすぐべからずしてにしきをいろくにおり

ませよと亡父の卿ものたまひし也俊頼基俊などは

百首の歌うけたまはりては四五首々々に叱吟し 「(23ウ)

てあんぜられけるにや四五首だにもよまざりければ

打おきて当日になりて地歌をさらくと口にまか

てよまれしとや当時も亡父卿西上人慈円など

にはさやうにのみよまれし也愚問賢注に

むかしは百首などは地歌をまじへてよむ事と申

て侍る今の代にはそれまでのさだなし案じと、

のへたるは文となりおちたるは地歌と申べくや云々

耳底記卷上に百首などをよむに心もちあり三十〔24オ）

首ばかりは古事来歴にてよむべしそれよりおほ

くは無用なり是は准してしるべし十首には三首

四首古事なども引キ古歌をもひくべし我作意に

てよむにしくはなきなりよみかたの口伝也云々また

問鳥丸光広の問也百首などの哥に二首つッけておなじ

ものをよむはあしき歟答細川也心さへちがへばくるし

からず三首はつッけぬ也云々また昔は百首の歌に

地歌といひて七八十首ほどもすらり〜と二日三日に〔24ウ）

よみてのこる二三十首の哥を一首を十日にも廿日にも

よめり然レとも逍遥院云々今地テうたとおもひてよみ

たらば一爰ヱわけもなき哥なるべし物スベテを随分案

じてさて今ヒトヘ一重案じて二三十首をよむべき也我は

さうよむと逍遥院仰られたると也云々など見

ゆ又耳底記卷中に一夜百首なども稽古にはよ

みて人に見せぬがよきと三光院殿仰られたり

ともあり〔25オ）

① 懐紙の始

懐紙はもとふところ紙ともた、うがみともいへり置テ

懐ノ中ニ持テる紙なればさは名づけし也空穂蔵開ノ中

に大将文のてんを直ナすとてあか筆を春宮とらせ

給ひて御ふところ紙にかく書カキて藤壺に奉り給ふ

云々同下に大将ごたちの哥かきつけつる硯のもとに

立よりて筆をとりてふところ紙に書てこしにゆひ

つく云々又御まへなる硯を引よせてふところかみにか〔25ウ）

くかきて打おきて立給ひぬれば云々源氏紅梅に

紅の紙にわかやかに書てこの君のふところかみにとり

ませおした、みて出し給ふを云々枕草子春曙にくき

もの、段によべおきし扇ふところかみもとむとて云々

もとめ出てそよ〜とふところに入テて云々又春曙ふところ

紙にたゞすコシ春ある心ちこそすれとあるはげに

けふのけしきにいとよくあひたるを云々狭衣三のに姫

君の御あとの方にふところ紙のやうなるもの、おちた〔26オ）

へ山槐記治承四年二月十八日の条に光雅朝臣持一参ス表ノ函ヲ懐紙八枚上ニ置テ

云々同年八月七日の条に予取テ一菓子等ヲ一入ル懐紙ニ云々

るをあやしうなにごと、りて御らんすれば白き

しきしなどいへどなべてみゆるさまにはあらぬか云々外此

くた、みなしてしやくになしてなんとれりける云々

更級日記にをのこのおくりしてかへるにふところがみに

云々歌公任ノ集にふところかみにかきてなどあるにて

ふところかみのさま思ふべした、うがみは源氏空穂

書しこと見え榮花布引の滝に御扇た、うがみまでお

ち、りたるを云々江次第一の巻九に懐中ノ扇置紙ノ

落テ有ル二砂ノ跡一歟云々発心集八の巻四の条ノにあふぎた

たうがみやうのはなむけあまねく心ざしけり云々

狭衣三のニた、うがみをさし入テさうじのかねをさ

ぐり給ふ云々空穂ノあて宮ニ御かゞみた、うがみは

ぐろめよりはじめてひと具云々などもあり後撰

離別源氏三のニた、んがみと書たるも〔27オ）

通音也さてた、うがみ云々はおほかたうすやう

なめるに枕草子春曙のニた、うがみ云々心ゆくもの、段にみちのくに

がみのたゝうがみとあれば後の懐紙に檀紙を

用るはこれによれる也けりは今の紙に紙か、ればいにし

へは懐フトコロなる豊紙タウガミにかりそめに書たシなるを後には

ことくしき書法などいひ出し也さて今の和歌の

懐紙は多田義俊が南嶺遺稿南嶺遺稿のニ卯祭ウツリ

双紙を引て清和天皇の比歌紙といふものに「(27ウ)

みちのくに紙を用られしこと貞信公の記に見え

てこれ懐紙の始なるよし記シし伊勢氏伊勢氏の

赤鳥アカトリ入江昌喜入江昌喜がくほのすさび巻上などにも

この説アゲをアゲ挙げたれど義俊が引用ヒしにはとも

すれば作名ツクリナリの偽書イッハリマおほくていとさうけがたし余が

管見クワンケンには袋草子フクロコの八雲御抄ヤチクモノミのなどに白川

院堀川院の御代の人々の懐紙の事見え北院キタノシ

御室オムロ守憲守憲法の左記サキキ右記ウキにも懐紙の事をし「(28オ)

るしたまへりそれよりくだりての書フミにあらはれ

たるはアゲ挙るにイトマ違違あらず尺素往來の異本に

は通アゲはして会紙と書きその外にも会紙と書たる

いとおほかり

①懐紙歌書様

今の世懐紙の書法に九十九三として初ハジメノクダリ行九字

第二行十字第三行九字終ハテの行三字

といふが通例也されど袋草子マヤの和歌書様カキの「(28ウ)

条に三行三字三書レ之但シ近代ハス不必シ然ラ「故老」書

墨黒スミクロ顯然アキラカニ可シ書レ之レ不レ可レ執シ手跡シユセキ「云々八雲御

抄ニの哥書カキ様の条に清輔朝臣シヨ曰ク一首ノ哥は

三行三字墨黒スミクロに可シ書ク但シ或ハ三行も吉程歟ヨキホト

云々兼裁雑談に一首懐紙は三行三字也云々

など見えて九十九三に限りたる事にあらず

明月記に九十九三二水記には八十一八四など

書れしも有て必竟一定せずされと二水記の「(29オ)

終ハテの四言モジは字をまぜて三字に書れたれ

ばいづれも三行三字の式カタにはたがはず言塵集言塵集の

にも文字くばりのやうによりて書はての三字

には真名字をひとつくはへて三字にも書也真名

は假名にあらぬもの事也といへり又終の三字を真假マカ

名ナに書くこと、のみおもへるもマカかこと也草仮名サウカガ

にも書き或は四言五言あまれるを字まじり

に三字に書たるも例おほかり余か見聞せる「(29ウ)

古人筆跡の図を末スエにあく愚記愚記廿五日廿五日の象象にも

三行三字三又九十九三三又末の三字ノ事

不ル加ヘ真名ニ可レ為ル三字ニ依レ人不然今日為広

卿ケ呉多計ケ書ク云々これ摺紳家の御伝御伝

授などいふ深き理コトワリをうかゞひ知れるしわ

ざならねばいとおこなるものわらへなシめりさは

いへど古書の明証によりて説をなし口伝口伝

秘授ヒジュなどにか、はらぬが県居翁県居翁「(30オ)

の立られたる古学の習風ナラフなれば古学者

どちニはかうてもとがむまじきわざなるをや

②真名の懐紙

懐紙を真假名マカガに書る例あり明月記ノ歌道

部類部類山山鹿鹿可レ歌レ道道に書ニ高檀紙タカタンシ二枚二加ハ礼紙レイシ以テ二枚二如ク

立文タテマ「裴レ之レ依レ有ルニ存スル旨旨用ニ此ノ字ヲ」

俱礼加多喜計布野所羅

仁所志良礼怒留万津「(30ウ)

者比佐志喜千世能田

目志登

とありこは行書ギョウショにて十九九三と四行ヨクタリに書き女房懷紙ハシツクリのさまに端作ナガキも位署ナガキもなく札紙をかさねて立文タテマのやうに褻ツツマれたる也二枚に書れしは歌二首なれば也されど一首のかたは書様をしるされずその歌は

待ほども久しきけふの夕ぐれは契るや」(31オ)

ちよのはじめなりけりと前マへに見ゆ

⑳一首懷紙の図

兼載雑談に一首懷紙は三行三字也云々尊俊

和歌作法目録孟門尊俊が撰んで二巻あり天和二年五月の刊本なりに一首の和歌

の懷紙の書やうの事高位貴人又は法中等

季同を書侍らす詠の字より題をはしつくり

に書入て我官位氏名乗を書て哥を端作より

も一字ほと上て三行三字にかくへし初の行九字二行」(31ウ)

目も九字三行め十字さて三字書といへとも哥により

て其内字くはり可被見計義なり位上之衆は

官位はかり書也法中は官位と名乗はかり也

よのつねの人は官位氏名乗ともに書て凡俗は

氏と名乗はかり也云々了俊ノ懷紙式今川了俊和歌懷紙式写本一卷有奥書に明徳

三年八月廿五日三代作者了俊としるしなりに我懷紙の書キ様無故実の人は手跡をた

しなみてよみにくき文字などを書まざる間よみ

わづらひぬれば歌のためわるき也また文字くはりを」(32オ)

よくかゝんとて文字のするくとよみくだされぬやう

に書こともしかるへからぬこと也和字はよみながらに思ひの

外に成事も侍間さやうにわかまへられであし

かりぬべき文字をば真名にたしかにかく也いかほども

哥をばたしかなる文字を書へき也又手かきなどの懷

紙に真名仮名をもてかく事の侍る也講師の為

きはめたる難義也心得てかゝるへきや但その時の

講師にはらぐるの為にわざと難字を書入万葉」(32ウ)

などを書は別義事也さればかやうの役人は才覚大切也

万葉はならひごとなれば一座はき、おきぬれはその時に

のそみても思ひ出べき也何事も広く見きくはとく

也或人の懷紙に鶏鳴露と書たりしを講師よみ

かねたりき万葉に鶏鳴露と書て曉露とよ

ませたりかやうの事は一度き、得たらんには思出

べき也むかし通阿といひし哥仙は才学の人也手

跡いみじく人をはかる心侍りて毎度此人の懷紙」(33オ)

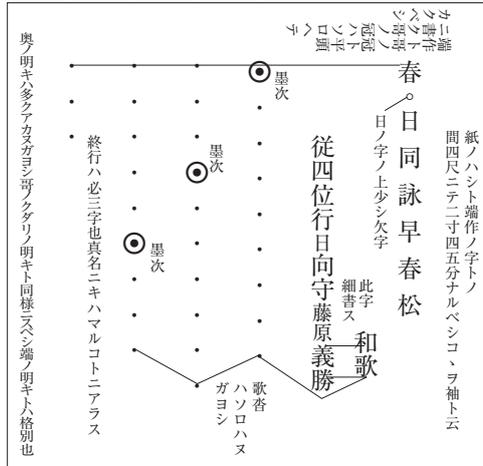
にわづらはしき事ありし問おるくの講師は声をもせ

ざりし也云々

(四行分空白)

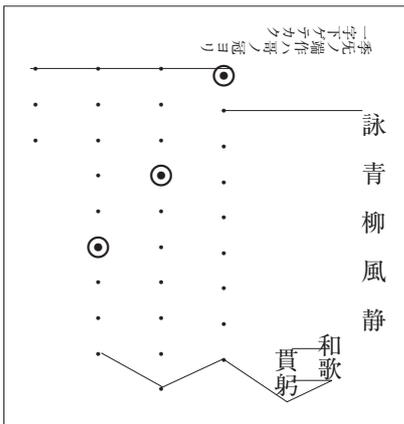
季同懷紙之図

△端作ノ初行下紙ノハシトノ間曲尺ニテ二寸四分ナルベシ端作ハ題ガキノ事也
 △春日ノ日ノ字ノ上少シ欠字スベシ端作ハ一字云々ニ墨ヲツギクろぐら書ベシ
 △季同ノハンヅクリハ春ノ字ト哥ノ冠ト平頭ニ書ク季書バカリハ半字下ゲ
 季ナレハ一字下ゲ書ベシ
 △名書ハ名乗ノ上ノ字和歌ノ和ノ字ヨリ半字下リ名乗リ哥字モ亦
 歌ノ字ヨリ半字下リナルベシ
 △官位ハ字ノ多少ニヨリテ見ハカラフベシ
 紙ノハシト端作ノ字トノ
 間四尺ニテ二寸四分ナルベシコ・ヲ袖ト云
 〱(33ウ)



△姓ハ藤原氏ハ細書ス他
 姓ハ細書ニ及バズ
 △哥ノ頭ヲ冠トイヒ下ヲ香
 上云冠ハ香ヨリモ明キ多ク
 スベシタトヘバ冠六分ナラバ
 香四分冠一寸二分ナラバ香
 八分ナルベシ但定リタル寸
 法ナケレバ見ハカラヒテ四六ノ
 フリニ天地ヲ残スベシ
 △冠ハソロヘテカキ香ハソロハヌ
 ヤウニカク也或ハ第二行
 日ノ香ヲ或ハ下ゲ或ハ上
 ゲナドス
 △墨ツギハ初句ノ頭三ノ句ノ
 頭五ノ句ノ頭ト三処ニテ
 ツケ也
 〱(34オ)

季無懷紙之図



△季无ノ懷紙ニハ
 姓ヲカ、ズ
 〱(34ウ)

右の図によりておほかたは准しるへし僧家児童の
 懷紙その外さまざまの体あれとみな端作り名書

の殊なるのみなれば端作りの条に著はしたる図
 を見て心得へし

○書切らぬ字 古真蹟に懷紙に必書切らぬ文字
 あり君千世万代御代齡の類は二行にわけて書

ことなしたとへは初行の終にきと書き次行の首
 にみとかき初行の終に千とかき次行の首に 〱(35オ)

世と書類也此外亭主の名帝王の御名などの
 字をは諱て書きらぬやうにすへきものをや宣胤卿

記本正三年正月に
十九日の条に

春日同詠鶯知萬春
 和歌
 権大納言藤原宣胤
 三笠山よはふこゑ
 あるためしをもきみ
 か春そと告るう
 くひす

とも見えて仮名
 に書たるはあれど
 別行にわたるは
 例なし 〱(35ウ)

○日月君の字 古筆懷紙に日月の字君の字

などはおほく字に書て仮名には書すされと
 仮名に書たるも見ゆめり時宜によりて斟酌せし
 事なるへし

○賀懷紙の字 賀の懷紙には憂悲涙泣等のい
 まはしき字をめてたき仮名に改て書べし古字懷紙

みなさやう也とみゆ

○香冠 歌の上を冠といひ下を香といふ冠は平頭に 〱(36オ)
 そろへて書き香は乱して揃はぬやうに書たるか古体也

冠に文字はかりならひ或は仮名はかり置たるなど
見くるしかるへし

○墨統 墨つぎは端作は春日と書き続て同詠続て題
又ついで和歌の字を書^ク也位署は官位はみな黒々クロと書

き兼。行。字。姓。朝臣。などの字は墨をつがずに書く。歌は
十二。十二。七とづく也されどかくしつぎとて目立ぬやうにつぐも

常也又字くばりによりて続目一二字たがひてもくるしか
「(36ウ)
らず奥の三字を別につぎて書たるもありすべて時宜に

したがふめれば一概にはいひがたしこれらは古き真蹟の
懐紙を見あつめて立たる説なれば余が私にあらす

○奥の明間 奥の明は多く明たるも書つめたるも
よろしからすおほかた哥一行ほと明たるか古懐紙
の体也端の明の事は端作の条にくはしくいふべし

奥を書つむるは凶事懐紙の例也

○歌の闕字 宜胤卿ノ記永正四年閏十月二日の条に自リニ「(37オ)
濃州左衛門督兼状到来ス先日ノ返事也有リレ歌

心ある 君にとはれてみとせふる
あつまのたひのうさもわすれつ

彼ノ状ニ云ク歌ニ闕字平出ノ事近代不見及ハ候公
宴などにも無ク其儀ニ候歟但シ京極黄門建仁

元年ノ之度峯月照松と云題にて
さしのほる
君を千とせと見心より

松をそ月の色に出ける(この和歌二行分に三行書き)「(37ウ)

とか、れ候此外不見候御所見ノ事候は承度候此
哥黄門自筆ノ懐紙先年於ニ此金吾ノ許ニ一見シ

了誠ニ公宴可キ有ニ故実ニ歟平出までは嚴重ノ事也(マ)

小山田与清「作歌故実」二種 (一) (今井・松本・山田)

也云々と有にて欠字のさまならずらへおもふべしまた
和文に欠字せぬよしふもひがごと也古今集の序
を闕字して書ける例ありそのくはしき事は別に
いふをまで(以下空白)

(一行分空白)「(38オ)
兼載雑談に二首三首懐紙は二行七字也云々

東野州聞書にも十首までは二行七字とみゆ尊俊ノ
作法目録に二首の和歌の会紙可キ認ム様之事

一首の和歌のごとく俗中には春秋ともに季の字
を可キ書ク也貴人法中は唯詠二首ヲ一和歌と書て又一首

の懐紙のごとく端作にはじめの題を書いれて後
の題一首を三首の時のごとくに書こともこれありよの「(38ウ)

つねには端作を春日同詠三首一和哥と書て官位
実名をかき題をはずくりよりも二字ばかりさげて
書てさて哥を二行七字に可キ書ク也たとへは

夏日同詠二首和歌
権中納言藤原朝臣定家

河上夏月
高瀬ふねくたす夜川の

みなれさをとりあへすあくる
ころの月かけ(この和歌二行分に三行書き)「(39オ)

山家郭公
このさとはまつもまたすも

ほと、きす山とひこゆる
たよりすくすな

右のごとく書した、むべし云々今按に端作に口の

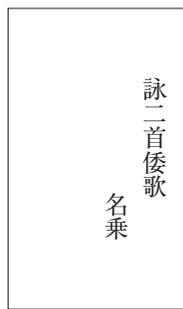
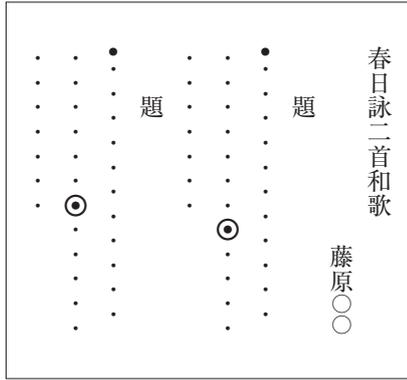
歌の題をくはへて某日詠某和歌と書き奥の歌には別に題を挙たるあり又端作に某日詠某

二首和歌と書て別に題をは挙ず歌のみ二首書」(39ウ)

たるもありこれはいづれも古き懐紙に見ゆ八雲御抄巻のの

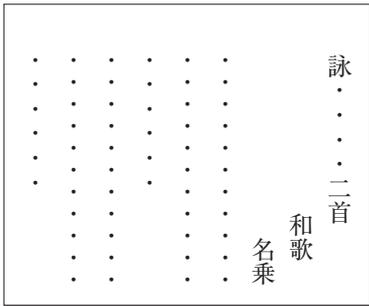
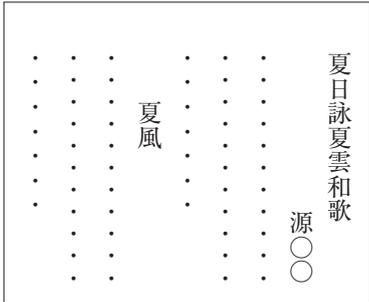
も一切貴賤普通詠二何首一和哥又始は書題て詠其題一

和哥とて其後毎哥書題普通事也とありその図



此図のごとき古き懐紙を見しことあり
藤原の二字は薄墨名乗墨にたり
縦は上の句の始と下の句の始と二処也二行七字は
初句二句にて一行三四の句にて一行五の句一行也
高貴の人桑門などは夏日。春日。などいふ季
書もなく戸の源平藤橘なども書ぬこと也其
端作の図を左にあらはす

「(40オ)



「(41ウ)

また追悼の懐紙も余が所見の古墨跡みな二首也」(40ウ)
そのくはしき事は追悼懐紙の条にいふべし

③三首懐紙

三首懐紙は二行七字なるよし東野州聞書兼載
雑談などに見え尊俊作法目録に三首懐紙の

事是も二首の和哥のごとく詠三首と有べし自然

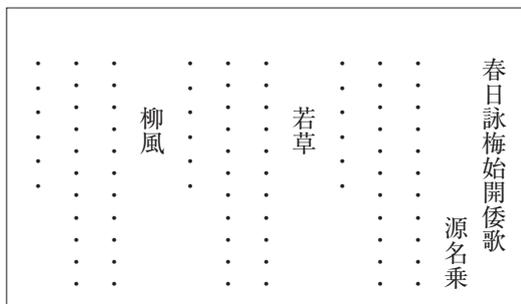
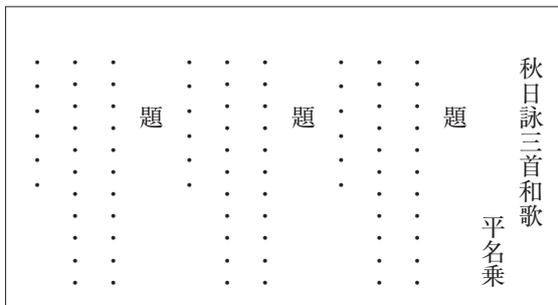
邂逅に題をはしづくりに書入レ侍る義も有べし二行七

字なりとあり愚記元文十一年十一月廿三日の条には冬日同詠三首和歌権大納

言藤原宣胤といふ三首懐紙を載られ永正四年十一月廿三」(41オ)

日の条には三首懐紙書様二行七字如レ例と見ゆ古墨痕

の三首懐紙の図端作墨線など二首懐紙にお
なし貴人法中の端作も亦同



「(41ウ)

また明月記ノ歌道部類吉参の条に二行に書たる三首懐
紙あり東野州聞書に懐紙はしづくりの事詠三
首和歌」とばかりかれば官と名のりを書て姓をか、ず
無官は名乗ばかり也なども見えて必竟一定せざる
かごとし

(三行空白) 一 (42才)

太上天皇幸住吉社同詠三首応製 和歌
 正四位下行・・・・

寄松祝
 あひおひのひさしきいろもときはにて
 きみか世まもるすみよしのまつ

初冬霜
 ふゆやくる夢はむすはぬさ衣に
 かさねてうすきしろたへの袖

暮松風
 あはちしまかくせるなみの夕まくれ
 こゑふきかくるさしのまつかせ

一 (42ウ)

詠三首和歌 肥前守名乗
 題 題 題

春日詠三首和歌 藤原名乗
 題 題 題

此図は東野州、
 聞書の説に
 依て新に作
 れる也

一 (43才)

⑤五首懐紙

〔東野州聞書に十首までは二行七字に書云々八雲御抄卷二の五首以下は一枚及十首は可レ続テ皆用ニ高檀紙一々〕

兼載雑談に五首七首の懐紙は一紙に二行づゝに書ッよしいへり△さるに尊俊ノ作法目録には五首の懐紙の時紙を二枚つぐべし端作ハ二首の和哥のごとし二行七字也二首めの哥をおくの紙二くだりかけ候はねば奥あまりに余ることと見え余が所見の古き懐紙には二枚に二行七字に書たるありそは紙の続目の上には書ず初の紙に三首目の歌を二行書き続目をこえて終の七字を書きたりき五首七首は二枚十首は三枚つぎ也これを続懐紙といふ

兼載雑談の一紙
 此図は今新に作りたる也端作は貴人桑門はかくのごとくなるへし常の人は季書及ど姓をも書加ふべきこと也

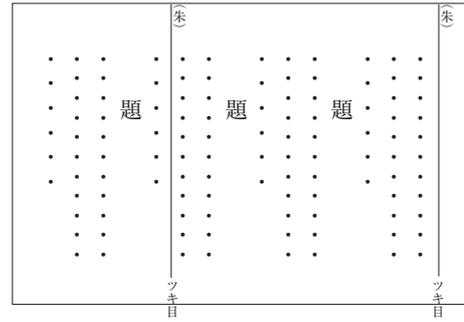
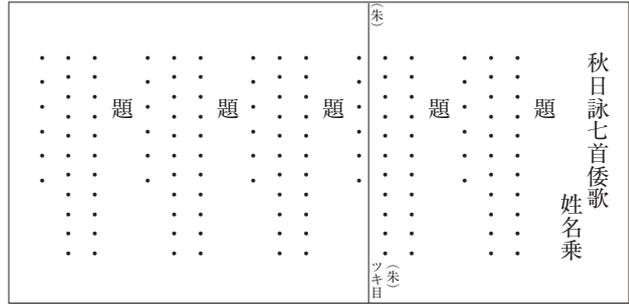
○尊俊作法目録によりて新に作る図これ懐紙におなじかるべし

詠五首和歌 名乗
 題 題 題 題 題

秋日詠五首和歌 姓名乗
 題 題 題 題 題
 ツギ目 ツギ目 ツギ目

一 (44才)

古き真蹟の懷紙図

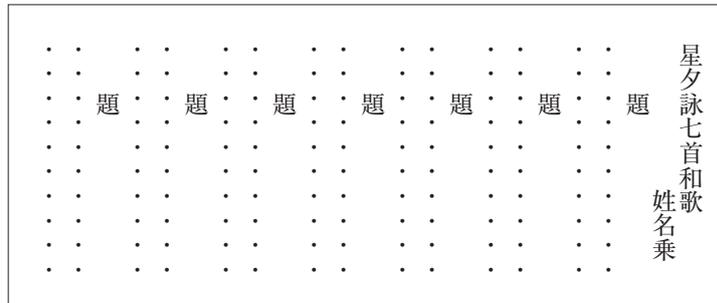


(図下部貼り紙の上に訂正) (44ウ)

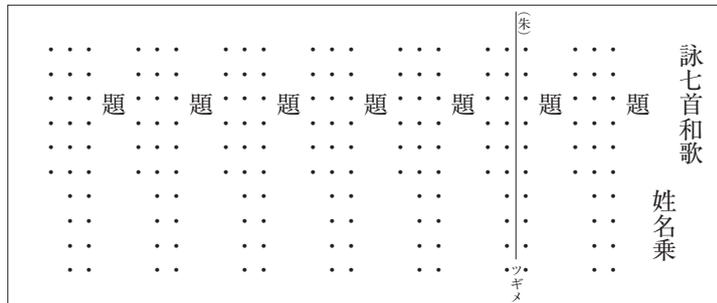
④七首懷紙

七首懷紙は五首懷紙におなじく一紙に二行つゝ、に書ッよし兼載雑談の説也東野州聞書にも十首までは二行七字に書と見ゆ尊俊ノ作法目録には七首の和歌も二枚つくべきなり是より十首十五首二十首三十首五十首百首までもはしづくり右のごとし我名を書キて二首三首のごとくに題にかき哥は上下の句どもおなじとほり書べしと見ゆ余が所見の古き懷紙(45オ)紙は二枚にて続目にか、ず三首目の歌二行は初の紙に書き終(ツギ目)の七字は二枚目に書たり五首懷紙にかはることなし

兼載雑談によりて新につくれる図
一紙に二行に書也

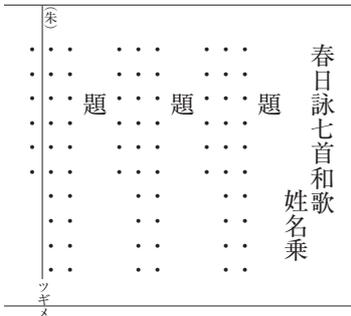


兼俊作法目録によりて新につくりし図
二紙に三行に書也

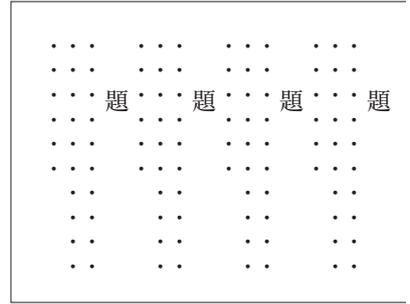


古き真蹟七首懷紙の図

(この図朱の枠)



(上二図朱の枠)
(45ウ)(46オ)



「(46ウ)」

⑤十首懐紙

東野州聞書に懐紙は十首までは二行七字に書「(47オ)

十五首にもなれば二行に書リ云々兼載雑談に五首

七首は一紙づゝなり十首より上は紙をつくべし云々

此両説齟齬して一定せず東野州の説は十首

懐紙まで二行七字也兼載説は五首懐紙以

上は一紙二行にて十首の時は紙を統ツギて二紙二行

也尊俊作法目録には七首の和歌も二枚つぐべき

也是より十首十五首二十首三十首五十首百首まで

も端作右のごとし二首懐紙の端の端に同じよし也我名を書いて二首三首「(47ウ)」

のことくに題にかき歌は上下の句ともおなじとほり

に書べしといへりママ余カ金が所見の古人の真蹟には十首

より十五首までは二枚に二行に書たると三枚に

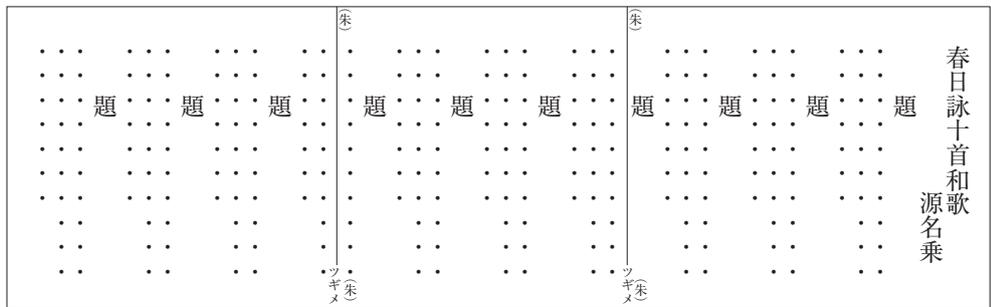
二行七字に書たると二種フタクサありいづれも紙の統ツギ

目には書カずまた二行懐紙にはもと草とて終の

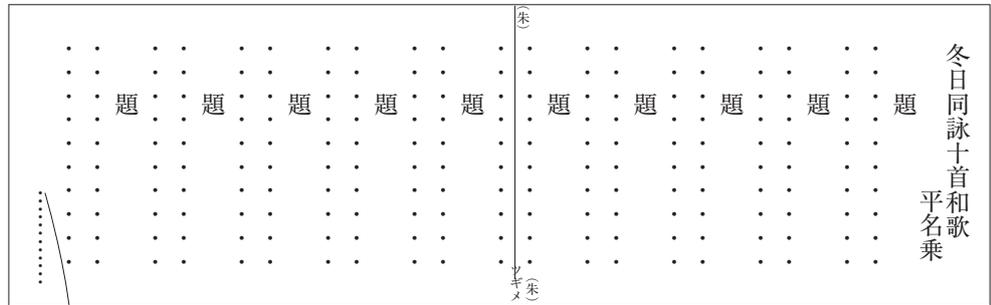
題の下の一句を下げて別行に書こと有

小山田与清「作歌故実」二種 (一) (今井・松本・山田)

三枚二行七字の図



二枚二行の図



「(48オ・ウ)」

⑥十三首十五首廿首三十首五十首百首

千首等の懐紙

十五首より百首までみな二行にて端作は

十首懐紙におなじ紙数は定らず統ツギ目の

是ヲ
モト草ト云

上に字をかゝぬやうにすべし千首に至りても
 此定也十五首以上をば巻懐紙といひ懐紙一卷
 とよぶまた十三首懐紙ありそは十三夜和歌
 の懐紙也いづれにもと草あり余が見し古「(49オ)
 き真蹟は大臣家の御懐紙にて紙のたけ一尺
 二寸許なりき平人は少し短くすべき事なるをや
 さて十三首以上千首までの懐紙をばまさくわ
 いしといふ

十三首懐紙

十五首懐紙

九月十三夜詠十五首和歌
 姓名乗
 題

八月十五夜詠十五首和歌
 姓名乗
 題

「(49ウ)

題 題 題 題 題 題 題 題
 (朱)

題 題 題 題 題 題 題 題
 (朱)
 ツキ目
 ツキメ

題 題 題 題 題
 モト草

廿首懐紙

春日同詠二十首和歌
 姓名乗
 題 題
 此以下十五首懐紙の順次
 におなしければ省く
 末にもと草あり

題 題 題 題 題 題 題
 モト草

百首懐紙

冬日詠百首和歌
 姓名乗
 春廿首
 題 題
 此順に廿首書終て次に
 夏十五首秋廿首冬十五
 首悉廿首雜十首など、
 昔也末に例のもと草
 あり

「(50ウ)

「(50オ)

の日を書とも姓をば不^レ可^レ書^ク和哥は亭主を本とするゆゑなりともいへり今古書の説により或は古真蹟によりて図を作り初学にさとりやすからしむ」(53ウ)

季書春日懐紙

春日詠立春風
倭歌
従五位下彈正大弼源朝臣某

春日の季書には日の字の上おし闕字する也但春日に限る事と見えて夏秋冬の季書には所見なしたる春日にても欠字なきもあれは一概にはいふべからずすへて季書の懐紙は丁寧なる義にて亭主を貴ふ心也季書なきは自己より目下の亭主に對せし時のしわざにて失礼也風流の道には失礼をきらふ事なれはいかにも丁寧なるべし

季同書春日懐紙

春日同詠梅初開
和歌
従五位下行飛彈守橘朝臣某

季同をかくは亭主格別の高位歟又は高位の人同会などの時のしわざ也普通にては書ぬこと也致仕したる人は位ばかり書て官をばか、ず

亭主同姓の時の懐紙

春日詠早春松
倭歌
遠江守従五位下某

亭主と同姓の人は姓を書ぬこと也亭主源氏ならば源氏の入姓氏を書ず亭主平氏ならば平氏姓をか、ぬ事也されと今の世にてはあらぬ人も源平藤の姓を犯すめれば一概にいひがたし稱号も姓氏も同じ人どちは省くべしそは平氏にても畠山は畠山小山田は小山田と別て亭主も畠山よみ人も畠山ならば省へし亭主は小山田よみ人畠山ならんにはぶくべくもあらず

季書夏日懐紙秋冬亦同

夏日詠首夏朝
和歌
従五位下行彈正忠平朝臣某

夏秋冬ともに日の字の上闕字することなし

神前法楽懐紙

元日侍 柿本影前同詠
早春梅和歌
純位衛京亮藤朝某

神楽法楽の懐紙は季同位置書あり神号の上を欠字す又題一行にあまる時は次の行の和歌の上にかく但二字以上ならては次の行にわりては書す一字は必わくることなし位置書兼官等おほき時は割字に書也

「(54オ)

同

重陽侍 住吉社宝前同詠菊
倭歌
従四位下行日向守藤原朝臣某

藤原氏にかきりて姓を細書すること也源平その外他姓の人は細書不及何の懐紙にても此定也

「(54ウ)

凡人の懐紙

春日同詠梅花
和歌
藤原某

同

春日詠若草
和歌
源某

同

春日詠春柳
風静和歌
平某

凡人亭主同姓の時懐紙

星夕詠萩風
倭歌
某

凡人神楽法楽の懐紙

重陽侍 某神前同詠
菊花盛和歌
橘某

官僧懐紙

詠若菜知時
和歌
権僧正某

法中は僧正僧都律師法印法眼法橋の歌すべて官ある僧は官を書へし必一官を書也季同は必か、ぬこと也医家画家などの哥も亦同

詠・・・・・・
和歌
法印某

詠・・・・・・
和歌
法橋某

「(55オ)

凡僧懐紙

詠依梅侍風
和歌
沙門某

同

詠・・・・・・
和歌
沙弥某

同

詠・・・・・・
和歌
某

医師画師同朋の懐紙

詠・・・・・・
和歌
名乗

医師画師などの懐紙は無官無位は名乗ばかり書也官位あるは官僧の例におなし同朋は名乗ばかり也いづれも季はなし古真蹟みなさやう也

児童の懐紙

詠・・・・
和歌
某丸

児童の懐紙は季同書などもなく姓氏も
書ぬことも凡僧の懐紙におなじく名書は
某丸と書へし

〔55ウ〕

致仕の人の懐紙

春日詠梅花
和歌
従五位下平朝臣某

致仕として官を辞したる人は官をばか、ず位のみ書
ことも端作はすべしおなじ事なれと官名を書す位
のみ書ことも古き真蹟の例也

神社仏寺及遊覧山水之懐紙

秋日於 某社同詠
和歌
左近将監某

神社には於
字の下欠字
す

神社仏寺及遊覧山水之懐紙

夏日於某寺詠・・・・
和歌
某

仏寺は
欠字なし

神社仏寺及山水遊覧の時の懐紙

冬日於某処詠夕雪
和歌
河内守某

神社仏寺及勝地名所遊覧の時は欠字位置書に不及
季同書はすべし官位ある人は官と名乗凡人は名乗ばかり
書也

夏日遊某山庄同詠初聞
郭公和歌
某

〔56オ〕

臨時懐紙

灌仏同詠・・・・
和歌
藤原某

同

涅槃会日遊某寺詠・・・・
和歌
平某

臨時に端作をつくりて書くこと有
此に出せる体へ准じて作
べし

同

西行上人忌日詠・・・・
和歌
源某

同

定家卿忌日詠・・・・
和歌
橘某

臨時・・・・

於某処詠桜花
倭歌
左少弁某

臨時・・・・

春日陪某候書閣同詠
和歌
能登守某

同詠・・・・

饒奥州橘使判官
和歌
某

貴人より下輩の亭主に賜ふ懐紙

詠梅盛開
和歌
名乗

臨時庚申夜・・・・

秋夜守庚申詠
和歌
某

〔56ウ〕

書捨懐紙

題
名乗

同

春雪
名乗

〔57オ〕

同はしがきの懐紙

花見にまかり
て
名乗

カキステ
書捨といふは略義也貴人下輩へ給ふ時又は
折によりて当座などに書る事も有
とみゆ

○春日 端作に春日と書時は日の字の上を少し闕
字せしが古き懐紙におほしたま〜欠字なきも

見えたればかたくなにおもふべからず夏日秋日冬日」(57ウ)

などに闕字せしはたえて見ずさて春日夏日など、季書をするはことに亭主を重したるわざとみゆ

○同詠季書の下に同詠と書くはたとへは親王

撰家など、もいひつへきやんことなき御前又は神前

などの事と見ゆそは明月記愚記などその外の

記ともに例おほかれは闕て知へし

○題割書 端作り長き時は題の字をわりて二

行に書くとへは春日詠青柳風静和歌と書ん」(58オ)

には春日詠青柳の五字を初行風静和歌の四字

を次の行に書くことにて次の行に題を一字わる

ことなし初行に青柳風と書き次に静とは書ぬ也

二字三字はわりて書たる例あり三字以上わりたるはをさく

見えずまた熟字をもわりて書たる真蹟未見及ば

ねば熟字を割はひがごとなるへし永記大永五年の系に春

日詠花色春と書き次行に久和歌と一字割て書た

るはいと珍し」(58ウ)

○法楽 法楽の時の懐紙は神名の上を闕字す

る也たとへは某日侍と書き闕字して柿本影前或は

聖廟影前など、書ツ也こは法楽懐紙の条に云へし

○割位署 位署書兼任の官おほくて長き時は

割書にする也たとへは儼位衙向守などやうに書也

○同姓の亭主には姓をか、ず亭主同姓ならば

懐紙に姓を省て官位と名乗はかりをかき

無官は名乗致仕の人は位と名乗のみを書べし」(59オ)

たとへば亭主も平氏よみ人も平氏の時のみ也されと今

の世は四姓の人おほくてあらぬ姓氏の人までも

源平藤を称すめればいかにぞやある按に

古書のむねかくのことしといへとも今は一族の同姓

にかきるへくやたとへはおなし平氏にても小山田と

島山は称号別なれば省かす小山田と小山田とは一族

一苗なれば省くべし俗にいはいはく一ツ苗字の人どち

は省くこと、定むへきものをや言塵集巻七に当」(59ウ)

御代是科也にては源氏の人は姓氏を略してたゞ官位

と実名ばかりを書也御所御同姓なるゆゑに

おそれ申也とあれどそれは御覧を経る懐紙

などにはさもあるべしかけはなれたる会など

には忌べくもあらずこれことごとく忘たらんには

世に姓なき人のみおほくなりゆきて中々に御

同姓の人少きがごとくていとゆゑ、しきわざな

るへし」(60オ)

○凡人懐紙 凡人の懐紙は姓名のみにてたとへ

は源某平某など書也藤原氏は姓を細書し名

乗を太くフトかきソノホカ以外は姓も名乗も太く書也

○姓の細書と太書 今の人懐紙に姓名をかくに

なべて姓をほそく名をふとく書ツ事とおぼえたる

はひがこと也姓の字を細書するは藤原氏の末家

の定也そは本家の人の書キ様にまがはざらんため

也本家とは撰政家をまうし末家は自余の」(60ウ)

藤氏の事もさるを源平其外の姓の人も藤原氏

の私の書キ様にならひて書くはいとくものわらへ

なり本家末家の書キ法伊勢氏文貞の二上峰に

みゆ

○僧の懐紙 僧の懐紙は季同などを書ず詠

某和歌と書き凡僧ならば名ばかり書き或は

沙門某沙弥何某など、書也桑門とは大臣以上の入

法体の時書よし了俊懐紙式にいへり官僧は大僧」(61才)

正某法印某法眼某法橋某大僧都某な

と書たる真蹟おほかり八雲御抄^二の僧は唯一官

也法印和尚位などは不^レ可^レ書凡僧は只名ばかり又

沙弥は或は可^レ書ともみゆまた仙慶行者の懐紙

ありいとことやうなり

(三行分空白)「(61ウ)

詠 歳暮并無常和歌

依競寸陰於迷短慮仍以一首

狂言展二題之奥台且為□

且為恥矣

昔八雲宋流今三密行者仙慶

かくしつ、かさなるとしの

くはてよいかにつひにおいその

もりのしたつゆ

嘉祥三十一—廿五—

年月は後人の書文也

○児懐紙 児童の懐紙は季同など書ず名は某

丸と書こと也了俊懐紙或は児のうたよみは童名をな」(62才)

に丸と書て端作は男と同かるべしといへり北院御室

親王^守の右記に児懐紙者一涯^ニ可^レ存^スニ美麗^ヲ一者^也無^ク

風流^一直檀紙用^ルルト^ト之^ヲ事無^下ニ覚^エ侍^下ニ繪檀紙并^ニ

薄檀紙等其^ノ外色紙^尽レ美^ヲ事不^レ可^レ有^ニ究期^一と

見えて下^シ給^テ書^タる檀紙薄檀紙其^ノ外色紙^を

用ること古き例也

○致仕の人の懐紙 致仕とて官を辞したる人の懐紙

用ること古き例也

は端作は例にかはらねと位署書に官をか、ずたとへは」(62ウ)

従四位下藤原朝臣某從五位下平朝臣など、書

也了俊懐紙式には前官の人は散位と書故実也といへり

○遊覧の懐紙神社仏寺及勝地名所等遊

覧の時端作は於某処詠某と書べきよし八雲

御抄^二に見ゆ又遊某所詠某和歌秋日遊某

山庄詠^一和歌なと書て位署もなく官と

名乗計書たるあり無官の人は名乗のみにて

姓も書ぬこと、見ゆ古真蹟みなしかりさて神」(63才)

社の懐紙は神社の上必欠字あり仏寺には欠字

なし於の字遊の字いづれにても時宜に依べし

○臨時懐紙臨時に題を作ることあり庚申夜

或饒別等の端作もこ、に出す

○一首懐紙 一首懐紙の端作はいつれも二

行なり春日詠某と書き次の行に和歌と

書也季書の有無にか、はらすみなこの定也

と見えて古真蹟みなしかり」(63ウ)

○二首以上の懐紙 二首以上の懐紙の端作は

みな一行也詠二首和歌詠三首和歌など、一

行に書下す也了俊懐紙式に詠の字をば上より

一寸二分ばかりさげて書也むかしは詠の字と二首

三首など書をば少闕字ありき当世は欠字有べ

からずといへり

○季同 季同といふは春日同詠夏日同詠な

と書事也その時は端作の頭と歌の頭と高低なく」(64才)

平に書事と見えて古真蹟にさあり季同を

書くは格別の尊敬なれば大かたの所にては書へからず

○季書 季書といふは春日詠秋日詠など書て
同の字を省る也此端作は歌の頭より少しさげて
書るが古真蹟の例也さて古き真蹟に春日

夏日秋日冬日などはもとよりにて元日三月三日
五月五日七夕星夕秋夜重陽重九晚秋

歳暮など書たるありさては子日 人日 上巳」(64ウ)
端午 中元 八朔 冬至 庚申夜なども書へきことわり
なり季書は祝儀也敬也高貴の亭主のもとに

て書へし同輩以下の会には書ぬこと、見ゆされと
亭主を賞翫するが風流の常なれば今の世にて
は書てもさりなん十五夜十三夜などの会は亭主
にか、はらず月をめて、秋夜詠と書たる事とおぼゆ

○端作書初 端作の書はしめは古き真蹟
の例はおほかた檀紙のはしより曲尺にて式寸」(65オ)
四五分なり余が見あつめし懐紙二寸三分より六
七分に及へるもまゝありて一定せずされと二寸四五
分なるかいとおほかり了俊懐紙式には懐紙書
様は袖は手打おくほどおきて書也といへり袖とは端の明
問の事也二首以上の端作もみなこの定也二水記大永五年三月の条
には高サ一尺三寸二分端作ノハシ三寸五ト計也といひたれど
そは臨時の事にてまねびがたし」(65ウ)

袖ノ間二寸四分ナルベシ
春日詠・・・・・

和歌

○端作文字 端作は墨黒クロコにかく季書にてつぎ

同詠にてつぎ題にてつぎ和歌にてつぐ也続懐紙は詠
にてつぎ何首にてつぎ和歌にてつぐ位置書は官位は
みな墨スミぐるに書き兼行守姓朝臣等の字は墨を
つがずに書也又かくしつぎとて目に立ぬやうにつぐ」(66オ)
ことはいづれの字にてもくるしからず

○倭和歌哥調等の字 はしつくり倭歌倭
哥倭調和歌和哥和調など書たる真蹟いと

おほかり古今榮雅抄新序注に和は倭の字と
普通するゆゑに書り正義は倭を書へき也云また
歌とは和国の風なれば和歌といふ也歌の字哥歌
の二字心おほし正字は歌也定家卿自筆の懐紙
に調の字を書れたる也言塵集巻七に和哥と云」(66ウ)

《徹書記物語に和歌の字をも中比二条家には歌の字をかき冷泉家には調の字を
書と申侍りし也別にさやうにかならずかくべきにもあらずおのづから御子左家
には歌の字を書冷泉家には調の字を書給ひしをかやうに申ける也人篇の倭の字
和とをおなじこと也さりながらにもめにたつはあしくたゞ人にかはらすした
るかよき也》

字も為世方には必歌此字を被用也為相方には調を
も通用也是も定家卿懐紙を尊ふと云勅撰
の和歌の字は皆此哥と云為世の方の説也但倭
成卿の自筆の千載集には調此字を被書たり
など見えていつれに書てもくるしからぬこと、見ゆ

九経字様の欠部に歌モ調ニ同ク詠也也(この行小字)

○端作闕字 端作の欠字は応製禁裏御調の仰
応令皇居御宮などの仰也親 応命親王内親の仰也 応教軍家などの仰也」(67オ)
りなどに応の字にて闕字すこともとより也また
春日の日の字の上侍中殿などの侍の字の下など

必闕字す

春○日侍○中殿同詠・・・・

心○製和歌

参議従三位行左近衛権将藤原某上

○の足少し欠字する也かゝる
端作には名乗の下に上
の字を書り

また神前の懐紙も柿本影前聖廟影前などの

類柿の字聖の字を欠字す仏閣は欠字なし」(67ウ)

秋日侍 住吉社宝前同詠・・・・

和歌

冬日遊長樂寺同詠・・・・

和歌

○未公文勸公文 未公文といふは国司四年の任
はて、のぼりたるか未その国の勘定皆済せざるを

いひ勸父父は任限の中悉年貢の勘定済たるを

いへり未公文の前司ハ前司ハ前の受領をかき勸公文

の前司は位はかり書也たとへは未公文は前信濃守」(68オ)

従五位下平朝臣某勸公文は散位従五位下平朝臣

某たと書也

○二字題三字題 季同なくて詠梅花和歌

詠菊始開和歌などやうの短き端作は一行に

書たるか古体也室町の末の比より和歌を次行に書こと

普通になれりとみゆ次の行に引下て書ゆえ題の

字と和歌の字との間あきてみゆる也

古体

詠・・・・・和歌

同上

詠・・・・・和歌

」(68ウ)

中昔より後の体

詠・・・・・

和歌

同上

詠・・・・・

和歌

○名乗 名乗は端作の和歌の字と歌の初

行との真中に和歌の字より半字さげ書

たるか古真蹟におほかり宣胤卿記文龜二年正月廿五日の案には

名字は哥より少しさがるべしとみゆ官位姓は

その上に書ことなれば実名の書処を定て書へし」(69オ)

春日詠・・・・
和歌
名乗

名乗の上の字和歌の字より半字下り
下の字は歌の字より半字下る也

○経文端作 東野州聞書に経文の時の端
作のやう

季日聴講法華経同詠

不軽品和哥

名乗

とあり余か見し古真蹟には詠法華経序」(69ウ)

品和歌詠薬草論品和歌春日同詠安楽行

品和歌など書たりき和歌の二字はいつれも別行

にて一行にはあらず

○もと草といふは二行書十首以上の懐紙にある

こと也巻軸の歌の下の句を別行にさけて書

こと也そは

きりくすなくや霜夜のさむしるに

ころもかたしき

ひとりかもねむ」(70オ)

かやうに末の一句を別行に書くこと也古き懷紙には十首以上百首までみなこの定也千首も同様なるへし

○当官前官 言塵集^七のに前官の人は前

某^{ナニガシ}とも書也但^シ大臣より始て四位五位の人々も前

官に成たるは散位某と書べしと^{云々}当官

の程は其官を書いて姓と実名とを書也先官

になれは位と実名と書がよき也或は従五位」(70ウ)

下とも従五位上とも従四位下など、も其位に

随て書也とみゆ未公文勘公文なども似たる

事なり

(五行分空白)」(71オ)

松屋のあるしよりこひえて

文政八酉年む月うつす たせ

(六行分空白)」(71ウ)

作歌故実 二^止 (外題)

作歌故実 二卷之内「卷之内」は函架番号ラベルの下)」(扉)

作歌故実卷之二

目録

①懷紙かさねやう^并とち様

②懷紙寸法

続懷紙卷懷紙の料紙

③晴の時

中殿御会

披講読師」(1オ)

④白紙を置

⑤秀歌に劣のかへしせず

⑥秀歌ある席にて劣の歌をよます

⑦追悼懷紙

⑧法楽懷紙

懷紙の闕字

⑨歌道の養子

⑩哉の字」(1ウ)

⑪寿の仮字

⑫仮名句題懷紙

⑬続歌

⑭続歌懷紙

⑮唐紙に歌かく

⑯懷紙の礼紙

⑰旅道

⑱儒家。医家。画家。同朋。坊主。茶道。盲目。」(2オ)

坊官。などすべて僧形の人は和歌に名

乗を用ず

⑲法師姿の歌読^并総髮の歌読

やろうあたま よほろ 月代

髮を剃る事

⑳冠置字の歌

㉑天地の歌

㉒沓冠置字の歌」(2ウ)

㉓折句^并沓冠折句

㉔当座の哥おほくよます

⑤会席に装束引つくるふ

⑥屏風障子などの絵を新によむやう

⑦男女互にその心になりて哥よむ

(三分空白) 一 (3才)

(半葉空白) 一 (3ウ)

作歌故実

①懐紙かさねやう并とち様

言塵集^七に懐紙は下臈次第にかさねて上臈

は次第の上に重ねるよし見ゆ重てとちんには上

臈下臈女房僧徒と順次すべし兒懐紙は

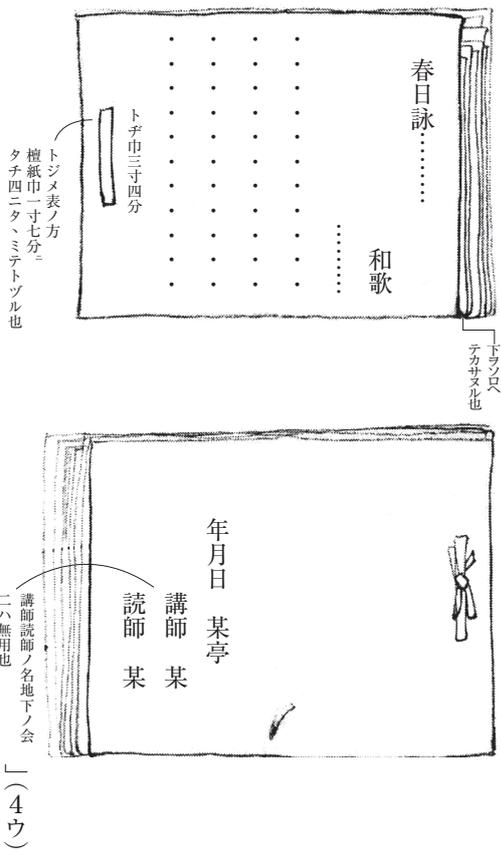
女房の中に入べしさてとち緒には檀紙を幅

一寸七分にたちそれを四にたゝみて用る也懐紙

の裏に年月日会亭講読師等の名を書^ク 一 (4才)

ことなれと地下の会に講読師あるべくもあらねば

亭名のみにてしかるべし



トジメ表ノ方
檀紙巾一寸七分ニ
タチ四ニタ、ミテトゾル也

下ラツ只
テカサナル也

講師読師ノ名地下ノ会
二ハ無用也

一 (4ウ)

小山田与清「作歌故実」二種 (一) (今井・松本・山田)

古くとちたる懐紙のやうみなこの定なり尊俊

作法目録には懐紙とちやうの事むかしはさま

ざまにとち候へとも先紙のはしと奥とを穴を

たてざまに小刀にてもふうしにても引合を一寸三

四分にきりて四にたゝみてかたわれにむすび候べ

し又とち紙を三にたゝむ事も有之わなを

上になるやうにむすび候懐紙おほく候ときは

又とち紙のこしらへ様口伝有ことに候也とみゆ懐 一 (5才)

紙をとづること三首までにや四首以上にとちたる

をばたえて見ず

③懐紙寸法

尊俊作法目録に懐紙の料紙上臈中臈下

臈によりて寸法有之御製は大高檀紙一尺

四寸あまり有をそのまゝあそばさるゝ也大臣公卿

までは壹尺三寸を被^ル用義也殿上人は壹尺三寸

の内を壹尺式寸四分に切て用^レ之又小高紙とて 一 (5ウ)

壹尺式寸有を普通には公卿殿上人も用也武士

の人は壹尺三四分に切て用^レ之いさゝか過分の事

不^レ可^ラ然^ル此義はみな懐紙の長さをいへり広さ

も天子関白大臣公卿までは紙の法令次第たる

べく候殿上人よりは其相応にひろさをもちし

つゝめらるへく候法中も門跡院家出世坊官

平僧其位にしたがひ候へく候と見え古き真

跡の伝はれるもおほかた此定也されど普通の 一 (6才)

人は壹尺一寸七八分より壹尺一寸位なるかおほし

格別に短^クしては小懐紙にまぎれんの用意に

や壹尺壹寸ほどより短きはいとくまれなりま

た浅官の人中高をそのまゝにて用たる有る
 俊懷紙式には讃岐檀紙を一尺二寸に長を切
 て用貴人主人などの御懷紙よりも長きは尾
 籠の事なれば或は一尺一寸ばかり或は一尺ばかり
 にも長をつむるを故実とすといへり二水記 三月五年「(6ウ)
 には高檀紙二枚ヲ重テ書レ之高サ一尺三寸二分。端
 作ノハシ三寸五分計也高檀紙聊ヒロキ間一寸アマリ
 縮ナリ檀紙寸法古今無ニ定様云々と見たれ
 と此説は取捨あるべきこと也

普通の懷紙料紙

天地一尺一寸七八分
 を限とす一尺一寸位
 なるへし
 横は時宜による定
 れる寸法なし

武士の家の懷紙料紙

天地一尺三四分とはいへ
 と一尺一寸余なるへし
 横は時宜に依る定め
 る寸法なし

「(7オ)

○ツギ統懷紙マキ卷懷紙の料紙 五首七首は二枚つ
 ぎ十首は三枚つくこれをつぎくわいしといふ十五首
 も三枚つぐ廿首以上は千首に及フまでもよろしき
 に従ふ余が見しは大臣家の卷懷紙にて天地タテ
 壹尺式寸ばかりなりき平人はそりより少し短
 くすべきにや統懷紙卷懷紙ともに檀紙に
 限らず鳥子の色紙イロカミなどに書たるもまゝ、古筆
 にみゆ八雲御抄二には五首以下は一枚也及二十首可シ「(7ウ)
 統皆用フ高檀紙」とあり

③晴の時

歌に晴の時といふは中殿御会の時の事也さるを
チウケンコフワイ
 私の家スベの稽古会ハレに晴などいふは有ましき事
 也惣て地下に歌ノ会と称するは僭偽なれば必
 稽古会といふべしされは披講。講読師の沙
 汰には及ハざる也式正会など、てすなるは狂惑の
 者のしわざなるをや中殿御会といふは清涼殿「(8オ)
 にて行はせ給ふ也天喜四年三月廿七日より後あ
 また、びありしこと中殿御会部類記晴ノ御会部
 類記古今著聞集十四ノ神皇正統記村屋雲井の花
 などに委し中殿は清涼殿の一名にて本殿ハツテ西宮
 御殿江家次第拾芥抄各目抄路寝ロシンなど申も此御
 殿の事也中殿の二字いづれも清て説説が説
 法なりとぞ説口

④白紙を置「(8ウ)

袋草子(マ)の置ク白紙ヲ作法の条に題目并ニ位置
 計ヲ書テ諸人ノ哥ヲ置ク之後ニ置レ之ヲ逐電ス不レス居ニ
 講席ノ之座ニ云々。雖トモ達者ト臨レテ時ニ古今有ニ如レ此ノ事ニ寛
 平法皇宮ノ滝遊覽ノ時源ノ昇ノ朝臣。在原ノ友于ノ
 朝臣行平置ク白紙一云々。記ニ云ク即チ善朝臣献ニ其
 題ノ哥一云

やたがらすかしらにおきてしの、かみ句の末に
 おき題の哥よめ。侍臣等題ヲ聞テヨリ口食并ニ「(9オ)
 管絃ヲ忘レ昇友于起居沈吟ストモ遂ニ不レ能レ成ルト大ニ歎シテ曰
 臣等哥ノ興非カカ不レ及ニ於如道等ニ歎。然シテ而臣等頗ル
 知ニ和歌ノ道ノ善シ悪シ一今夜謀窮リ力屈シテ遂悲ニ其
 惡一如道等不レ知其ノ道一自テ為レ善ト悲哉不レ知

道者ノ之風ト或ハ兩人所宣甚大道理也也以道言ハハ之ヲ其ノ

有兼名一可耻レ哥者耳有レト興云々故人語云ク

先年殿上人々詠和歌之間泰憲ノ民部卿參入

有興之由人々被示而称急々ノ由欲退人々留ム

之戸部云進置和歌可退人々承諾仍

和哥ヲ書テ封シテ之退出披講ノ之期ニ開レク之ヲ処位

署并題許ヲ書テ與ニ書テ云於和歌ニ者可追

進人々感歎之且者不レ安之由凡ソ得レ名

人ハ中々ノ事云出シヨリハ遁避スル一ノ事也

御抄之に抑々置白紙には題目階官職ノ名皆

書レ之ヲ哥許を不レ書置テ逐電スル也寛平宮ノ滝

御覽ノ日在原ノ友于行年又源ノ善有此事友于ハ白

紙作法如レス注注とは姓名をも書す有善ハ書ク上ノ句許ヲ云

昔シ侍臣講レス哥于レ時泰憲自然ニ參ル泰憲被レ勸

レ之書レテ退下披見書題并ニ位署ヲ與ニ於レ哥

者追而進チカゴロと書リ時人尤感不堪ノ人は不レ可然

近日愁ニ連スルハ卅一字還テ懷レ耻ヲ尤モ見苦事也近代不シテ

レ書ニ位署題唯退下スルコト多キハ有恐事也

白紙作法中山内府は家中興遊酒宴などの

次には毎度古哥の上ノ句を書いてといひし人もおもひ

出らると毎度に書ク尤モ優にやさしき事也誠ニ可シ

是中々見苦カラコトナカク新哥ハ左道ノ事歎たとへば君が代

はつきじとぞ思ふ神風やといひし人も思ひ出ら

る、也其哥は随マシ時ノ景氣ニ也不詠ノ人は中々さばくと

不レ詠也花見ノ御幸ニ通季卿題にこひのうたを

書ク又八十嶋ニテ実教も令レ書家隆ハ是非耻優事也トイリ也

古今著聞集和歌部にいつの比の事にか殿上の

人々哥よみ侍けるに泰憲民部卿参りあひたりけれ

は各興有て思へりけるに志の事有て退出すべきよし

申されけるを人々ゆるさざりければさらば和哥をま

ゐらせおきて身のいとまをは給はらんと申されければ

各承諾ありけり即哥を書封じておきて退出せられ

にけり披講の時これをひらき見るに位署并

題ばかりをかきて與書に於和歌ハ追而可レ進

と書たりけり大かた名をえたる人は中々なる事は

あしかりぬべければのがる、一の事也秀歌におとりの

返しせずといふも故実なるへし白紙をおく

事は作法有レ事也題位署ばかりを書て諸人の

哥おきて後これを置テ逐電して講席の座

にゐざるとかや寛平法皇宮ノ滝御覽の時源昇

朝臣友于ノ朝臣白紙を置たりけり言塵集

巻シに白紙といふ事いかなる達者上手も哥に

よみおくれたる当座に読出しかねたるには白紙の

ま、にて捨て退出口惜事云々如此の時故実

の口伝有也其題に相叶たる古を書て我名を

は書ずして出すへしといへり又は題の心に似合

たる古哥を書てかやうによみたりし昔の人も

有けりなど、も書ト又其題の面に猶愚

詠は追テ可レ進也と書クも一すがたなりと此

等は基俊俊頼等の先達の口伝也是を白紙の

哥よむとは云也はれの哥大事の哥など詠には

その前よるひる女ト会合大酒等を可レ略ト

此外白紙を置テ事所見おほかれど引出ず右

の文どもを考て知べし

中秋彼岸日侍某寺 釈迦如来宝前詠：

．．．．和歌

姓名乗

右の図中には古キ墨痕スミアトによれるもまた古キ例に依

て余が考へ造れるもあり神前神社にて霊前霊前に神

肥宝前肥前尊前尊前御前御前仏前仏前影前影前に用ゆ

などの字そのをりによりて用ゆへしすべて

かゝる端作は例に依て新に考へ作ること八雲 「(19ウ)

御抄巻三の御説也宝前宝前影前影前法楽法楽な

どの義余スナ已に神祇称号考にいへりその外

は注釈をまたすして知べしさて侍は侍座シマに

て御座ゴザの側ホトリにつゝしヨルみ侍義也陪バイは陪従バイジュウにて

御座ゴザの側ホトリにつゝしヨルみシタガフ従シタガフ義也

⑨ 歌道の養子

兼載雑談に俊成卿の嫡子に兵部卿家長と

いふ人有しかど無器用なるにより寂蓮を歌 「(20オ)

道の養子にせられし也その後定家といふ

子出来て後寂蓮は斟酌せし也寂蓮は俗

名中務少輔定長といへり養子は神代紀巻上

に天照大神の素盞鳴尊の御子を養給ひ

しを始にて続日本紀二の巻仮寧令義解

などにそのよし見え後漢書順帝紀五代史唐

唐太祖家人伝などかく書の所見候あげつ

くしがたし 「(20ウ)

⑩ 哉の字

世になま古学者だつ人かなに哉サの字を書を

いみしきあやまりと思ひたるはわらふにたへぬこと

也鎌倉室町の比の人の自筆のものに書たるは

挙ていふべからず万葉集七の君キミ為タメ浮沼池ウキヌマ

菱探我染袖沾シメ在哉イまたノ公目見キミメ欲ホシ是

二夜千歳フタヨチチサヒ如吾恋哉ニまたノ同行トモ々不相妹故シ

久方天露霜沾フクハタ在哉イまたノ加毛カモは後の加カ 「(21オ)

奈ナにおなじきよし賀茂翁あげつらひ給へり

又顯宗紀に美飲喫哉ミキ此コノ云イハ于ニ魔マ

羅ラ你ニ鳥ニ野ニ羅ニ甫ニ屢ニ柯ニ佞ニとある柯佞カネ

も通音にて加奈カナにおなじこれらにより

て哉の字を用ふことなてふことかあらん

⑪ 寿の仮字

須スの仮名に寿スの字をかは鎌倉將軍の比

より後の真蹟にいとおほく宣胤卿記水正三年正月十九日の条 「(21ウ)

には懐紙に字久比寿とも書れたり又十王経に

樹キ有リ二オドロ荊棘ニ宛モ如ニ鋒刃ニ二ツノ鳥ニ栖ニ掌ニ一ヲ名ニク無常鳥ト

二名ニ拔目鳥ト我レ汝ガ旧里ニ化シ成テ二ギスト鷗ニ纏ニ一ヲ示シ怪ヲ語ナ

鳴ク別都頓ホトトギス宜ト我レ汝ガ旧里ニ化シ成テ

鳥カ鳥ト示シ怪ヲ語ナ鳴ク阿ア和ワ薩サ加カ一ヲ命メ辰チ一ヲともみ

ゆ無常鳥は杜鵑ホトトギスにて別都頓ホトトギス宜ト我レ汝ガ旧里ニ化シ成テ

也江談抄四俊頼口伝死手の山こえ来る鳥

といふ拾遺ノ哀傷重業抄ノ八に依て無常鳥と名を 「(22オ)

まうけたり拔目鳥は鳥也死人の眼などほり瞰ハム

ゆゑにさいふ名おほせぬ阿和薩加は鳥の鳴カラス声カラス

也ふるく許呂久コロクとなくよしいへるも後頼口伝重業抄ノ中

との御代に偽作せし物にて安然和尚の抄

物顕昭か袖中抄日蓮坊の十王讚歎抄

曆応の比の暮露云々草子源氏、河海抄な

どにも引用たればいと古き書也またうけられ
ぬ書なれど大同類聚方化は遺方などの仮名
にも寿の字をおほく用ひたりき

⑤ 仮名句題懐紙

仮名句題の懐紙は内々のこと、見えて季書同詠

などもなく必^ズ二首以上也飛鳥井雅親卿の抄に

貫之のかな句題の沙汰ありされど貫之の真蹟

伝はれるにはあらず名目をあらはして説を立^{タテ}

れし也尊俊作法目録に仮名句題の事先五」(23才)

も七も七も古歌の詞を置^{オキコロ}処をかへてよみなさ

るべく候ともみゆ三代集などやうの名高き集

の哥の一句を題にしてその句の置所をかへて四

季恋雑にわけてよみ出る也懐紙の図

詠二首和歌

素然

季書同詠も姓名も
書す二行七字也三
首五首もなすらへ
知べし

「(23ウ)

やまのしらゆき
かばかりふりそひて
こしちなる山のしら雪
冬をわくらん
あはてとしふる
つれなさはわか身のうへに
成にけりあはてとしふる
中にきえなて

⑥ 続歌

続歌といふは人々あつまりて二十首三十首五十首

百首などよむこと也右記並形等語に当座ノ続

歌探題等ノ哥ハ数多不^レ可^レ詠^レ之ヲ詩以^レ可^レ同カル雖^レモ為^レ二

堪能ニ童形ハ可^レ有^レ心者也云々また作文続歌等ノ

会ニ相構^テ不^レ可^レ有^レ早出云々こはいづれも児を吾妻鏡の四巻上

に建長三年二月廿四日甲寅於^テ前ノ右馬権頭ノ

第二当座ニ三百六十首ノ有^レ二継歌ニ二條中將尾

張少將武藏守遠江守佐渡ノ前司鎌田ノ次

郎兵衛尉等会合ス以^テ三百六十種ノ重宝ニ欲^ス

置^物物々々々徹書記物語に続哥よむ時自然とり」(24才)

わすれたりなどして題残て已^ニ短尺かさぬる時

など見出しつれば堪能になげかくること也こゝに

ては少も案ぜずして書て出すこと也頓阿六首

の題をとりて見たして所用侍^{コダマ}て小棚の下へ

おしいれおきてまかり出し所慶雲が六首とりたる

題にみなりかへておきたるを已に短尺かさぬる

所へ頓阿かへりてみれば悉以前の題にあらざるを

墨おしすりてさらくと書て出^{イタシオハシ}畢此哥あまりに」(24ウ)

皆よき間慶雲申けるはかしこくぞ仕たるかやうの

時こそ堪能のほどはあらはれ候へと申ければうたて

きよしをぞ申けるそのうたに一首おぼゆるに

橋霜といふ題にて

山人の道のゆき、の跡もなしよの間のしも

のま、のつき橋など見えたるにて思ふべしこれは

百首の続歌ならば堀川百首などやうのもの

にまねびて春廿首夏十五首秋廿首冬十五首」(25才)

恋十首雑廿首など探題を定て作者の多少

に依て各一首二首にても三首五首十首にても

堪不堪に依てよむこと也又題は少くて哥おほきこと有りそれは五十題にて百首よみ三十題にて五十首よむ也その時は同題を二人三人にてもよむこと有へし其探題は短冊に書て後に懐紙に清書すこの巻を続歌懐紙といふ也さて続歌の所見鎌倉より後のは拳尽しがたし」(26才)

④続歌懐紙

続歌の懐紙は端作に季同書も詠の字も

なく続何首和歌と書き次ノ行に春何首など書

てそれより題と歌を書つらね名乗は下の句の下に

書也官位姓は書ず名乗のみ也すべて端作の詠の

字と末の下草は寄合の懐紙にはなきこと也その

図

(一行分空白)「(26ウ)

続百首和歌
春二十首
立春
若草
柳
名乗
名乗
名乗

懐紙のやう大かた十五首以上の懐紙におなしくて名乗を下の句の下に上の句の果よりも少しさけて書也末にもと草□し紙の継目に書べからず

「(27才)

続三百六十首倭歌
春何首
題何
名乗

「(27ウ)

続二十首和調
菊
菊花盛
紅葉浅深
九月尽
名乗
名乗
名乗
名乗

「(28才)

続五十首和歌
春十二首
初春
雪中鶯
橋辺霞
名乗
名乗
名乗
名乗

一題を二人にてよむ時は題を別に書くことなく各名乗のみ書也
作者同上の時は名書なし也

「(28ウ)

懐紙の体大かた十五首以上の懐紙に似たり丈は
一尺二寸許にて紙員はよろしきにしたがふ継目
の上に文字書^{ツキ}ことなし檀紙烏子紙を料紙と
すさて続歌懐紙には別に目安を添たるもあ
りその目安は懐紙の始に継^{ツキ}そへたるも奥に継^{ツキ}
そへたるもあり一様ならぬこと、見ゆ目安の図

姓名家統五十首和歌

春十二首
初春 雪中鶯 橋辺霞
行路梅 春月 岸柳

夏七首 秋十二首 冬七首 恋六首 雜六首みな
此順に書て次に作者の姓名を書也

作者	二首
中宮亮藤原某	二首
中務権大輔源某	一首
已灌頂阿闍梨某	三首
僧某	一首
但馬守平某	四首
某殿北方家某	一首
某家雜仕某	三首
某氏妻某	二首
某氏母某	一首
某氏女某	三首
某氏某	一首
尼某	一首
平某	五首
某寺瑞紫大和尚某	一首
法橋某	二首
但馬守藤原某	三首

題の字姓名と平頭に
書き春十二首を二字下げ
て書也

題は二段三段四段
よろしきに從ひて
書へし

作者の名は官姓名
を書て位は書ず地下
の名書は時互に依
て何氏太郎源某
何氏何兵衛平某
何氏左衛門□□ 虫損 某
何氏忠七郎平某
何氏文三郎平某
など書しました
名の下は百首
など細書すべし

「(29才)

「(29ウ)

「(30才)

④唐紙に歌かく

唐紙に歌書ことあるましきこと、おもへるはかたくな
はしきわさ也愚記^{文龍三年五月八日の条}に自り鷹司殿一承^{レル}色紙
卅二枚幸淵僧都^{寺戒名}所望^ノ色紙二枚或人所望^ノ
三社託宣^{唐紙}行海所望^ノ廿一代集ノ巻頭歌^{長唐紙也}
懸^シガ也ンガ等今日書^ク之^ヲとあるにて唐紙に書たる例を知べし

⑤懐紙の礼紙

懐紙に別に白紙を重るを礼紙といふ明月記^{コト}歌^{カサス}「(30ウ)
部類^{説書可談並出}に書ク高檀紙二枚^{三枚とあるは二首なれば也}
加^二礼紙^一如^二立文^一ノ裏^レム之^ヲ云々^二水記^{天永五年三月の条}に高
檀紙二枚^一重^テ書^ク之^ヲ二枚重^スル事是又無
益ノ事歟然ども當時料紙以^テ外輕薄タル間
以^テ簡^ラ如^レ此^ノ也古モ又カクアリト云々今度人々ノ
所為^{マデ}区々^也云々など見えたるにておもふべし

⑥旅道

旅道をたびちとよみたるは古歌にをさく見え^{「(31才)}
ずたびみちたびのみちとよめるは例ありされば
旅道と文字に書たらんはタビミチともタビノミチ
ともよまるれは難なし仮名にタビヂと書く
はひがことなり和泉式部集^{卷二}に
あはれなることをいふには都出てゆくたびみちの
とほき也けり又(以下空白)

⑦(一行分空白)

和泉式部集^和
を見出て補
へし

この上空白 新勅撰^旅前中納言匡房 「(31ウ)

まだしらぬ旅のみちにそ出にける野原篠原人と
とひつ、夫木抄二に為道朝臣

はこね山さかしき嶺にしく板のいたくくるしき
旅のみちかな此外にもおほかるへし

⑧ 儒家医家画家同朋坊主茶道

盲目坊官などすべて僧形の人は和
歌に名乗を用ず

儒者医者画師同朋坊主茶道盲目坊官など 「(32オ)

すべて禿形禿形は法師歌にて十徳法服など著用し

唐名唐名は唐名をいふ積名積名は唐名をいふをもて通

称とするものは懐紙短冊詠草草紙なに、か

ぎらず和歌に名乗を用たる例なき同朋は

衣服は俗服なれど禿形にして冠者冠者頭

者者なりならず又積名つきて某阿弥と呼名するゆ

ゑ名乗は用ぬ也医師も俗医は俗人におなし

唐名禿形にて十徳を著用する輩は名乗を 「(32ウ)

書す儒家画家もこれにならずらへて知べし坊

主茶道盲目坊官の類或は唐名積名をつき

十徳法服を用し禿形の徒なればかなら

ず名乗は用ましき也さるに近來医師坊主

茶道などの歌読みだりに名乗をつくりて

書ちらすめるはいにしへに例なきみだりこと也

瑠検校は博識の盲目なればこれを心得て

保己一といへる呼名のみ用て別に名乗を書こ 「(33オ)

となかりき連歌師俳諧師茶湯師碁打

象碁指などもみなこの定也むかしの連歌師

に名乗を別に用たるはたえて聞ぬをも思ふべし

⑨ 法師姿の歌読并 総髮の歌読

歌読連歌師などかしら剃れるはもと乱世

にありふる道かたくしてたけきもの、ふのために

首切られんことのおそろしさにせめて法師のま

ねして命全せんとおもへる臆病心におこれる也 「(33ウ)

宗祇宗長の類すべて敵国の中を往来して

殺されざるは僧形となりしゆゑの仏徳也さ

れど形は西行めきて心は西行ならず 銀の猫

をもえ拾ぬのみかは酒食に耽るをもて風流と

いひなしおのゝ活計のわざをぞはかるめる儒者

医師画師などの法師姿なるも又首切ら

れじの用意にて遁世者世になし者のさまを

まねびし也名古屋玄医が丹水子丹水子に或問曰 「(34オ)

医ノ為ニ僧形一何ヤ也曰ク無ニ官位一者ハ不レ可レ近ニ於貴ニ

故ニ与ニ僧官ニ召レ之ヲ或ハ曰ク古有リ贖行ニシテ私ニ人ノ妻ニ妾ニ

者ニ故ニ使レト為ニ僧形一如下ト陽侯殺シテ蓼侯ニ而竊ニ其

夫人ニ故ニ大饗ニ廢ニスル夫人ノ之礼ヲ者上ト也

はよくもかうがへぬ説にて論ずるにたらず今

の世は総髮とて月代ぞらぬ総角頭の体の

者も出来にたりみづからは法師姿の人とう

らうへにて古代めきたる公家めきたる頭つき 「(34ウ)

よと思ひたれとこれはた世にそけもの、髪さま

にて実法師姿にかはらぬしわざ也これに一説

あり法師くさ、をきらふ妻妾の心とらんと

てうるさきをねんじたる総髮は垢くさげに

も汗くさげにも見え又よくつくろひてかうはし

き油をひきつや、かにけづりなし紫の紐し

てゆひよそほひたるなどは乞食芝居の大将髪

めきてとりくにかたはらいたしされば法師頭ホウシヤクマ」(35オ)

総髪ソウハツともに当代の御代の正キ体タマにあらざる君の

ため世のために志ココロザシを立ていそしみはげまんの

のこななどはかけてもおもふまじき姿也されど

功なり名とげ年おい世に隠れたらん後は

かくもあべいことなるにいかで高貴の御前オマヘに召メサ

れて物たばらばやいかで人の上席シヤウセキに著ツキてした

りかほせばやの心がまへにてその家にも生れず

その業ワザをもせざるもの、わかきほどより総ワ」(35ウ)

角カシユカタ 姿法師ホウシヤクマならんいと有まじきわざ也また

高貴の御家オホキにても法師姿オホキに心ゆるし給ふこといか

にぞやいにしへの法師官女オホキを犯オカし人の妻妾オホキ

に通ワタケシせしものかぞへ尽すべからず法師とて淫

具もちたらんには女どもいみきらふべきかは賢

明の君はさる世になし姿の者近づけ給はんより

正体オホキの人を召まつはしたまはんこそ心すゞしき

わざなシめれ儒家はこゝに眼をひらきて近來オホキ」(36オ)

総角ソウカク 姿法師ホウシヤクマ姿のものいとくまれ也当代のや

ろうあたまといへるはもと丁ヨホロが頭カシラの体サマに似たれ

ばよほる髪ガミといふべきを詛ヨコナマリてやろうあたまとは

いへる也仮名ヨホロも与保呂ヨホロと書を正タメシとす也呂宇ヤの也ヤ

は与の通音也保を略き呂を長く引て也呂宇

といふ也けり丁は今の世の夫役の者をいふ民の

男廿一より六十までを正丁とし六十一より六十五

までの老者と残疾の者とを共に次丁とし十ウ」(36ウ)

七より廿までを中男とす此等その役せらる、

品によりて仕丁役丁白丁直丁駈使丁荷

丁軍丁運丁鍬丁綱丁厮丁助丁なとさまく

の名目ありくはしきことは孝徳紀キ 持統記

類聚国史(二字分書) 職員令戸令賦役令延喜

式(二字分書) など考てしるへし与保呂は和名抄

三の巻手に太素経ノ注ニ云ク臙ハ曲脚ノ中也和名与保呂

と見えて俗に足のヒツカ、ミといふところなり新(37オ)

撰字鏡部内には臙ハ曲脚ノ中也字豆阿志また臙ハ

脚ノ筋也也支比々須乃知又与保呂乃須知脚ノ之

後ノ大筋などいひ仁徳紀(二字分書) には臙踵ともあ

り物語書フミ 同きはわびしなとそ外所見おほかり

ばかりなどいへるも髪オホキのさがりばの臙オホキのあたり

までおよべるさま也丁ヨホロは脚力駈アリキハセツカハル使ツブの夫なれば

脚の名をもてよぶこと今の人足ヒソクといふも同じ

心也されば令には丁ヨホロにやがて脚の字をも用(37ウ)

たり後三年の絵をはじめとして古き画卷に

下人のやろう頭ガシラとおほかりこれ丁ヨホロの頭カシラのさ

ま也貴人にはあるまじきことなれど兵革打つゝ

きたる世甲ウツキ著るに頭上カシラ熱れて堪がたければ月

代シロとて半月の形に百会ヒヨメキのあたりを刺透ソリスカ

したること今の児童チゴワラハの中刺ナカソリといふものに

おなし月輪ツキワタリ禪閣チンカクの玉海タマウミ 春門ハルカド院イン崩御フシゴの条

に自ニ二件ノ簾中一時忠卿出ス首ヲ 其頭オモ不正カヲ代大ニ(38オ)

云 西行撰集抄西行撰集抄 卷四の志賀中将頼実発心の

条にあさましくやつれたる僧のちかく家

を出けると見えて月しろなどあざやかに見え

たるが出来れり云々又巻六の西住上人往生の条

にとしかたぶきてもとゞりをきり月しろ見え
わたり云々又巻同近衛院三位入道の条に月し

ろなどあざやかにて近く家を出たる人とおほ
えはべるが云々砂石集上巻説経師ノ強盗ヲ令ニル「(38ウ)

発心一条にサテソノ次ノ日ノ夕方月代有ル入道コ
ノ房ニ来テヒソカニ申入ケルハ夜部ノ強盗入道

ニナリテ参テ候云々太平記巻五の大塔宮熊野

落の条に片岡八郎矢田彦七アラ熱ヤトテ
頭巾ヲ脱テ側ニ指置ク実ノ山伏ナラネバサ

カヤキノ跡隠ナシ云々参考本には月額と書
にて知らる結城戰場物語の画卷にも結城
七郎氏朝切腹の体を月代刺たる頭にゑか「(39オ)

きたりさて月白をサカヤキともいふは馬の頭
を逆焼したるさまに似たれはなるべし心

仁より後天下大に乱れて武士甲を脱間なく
熱さしのきに月白を刺ひろめて遂に丁頭

のさまにはなれる也西山縁起梅津長者などの
画にはさまでいやしからぬ人のやろう頭見ゆこれ

勇猛の武士の頭つきなれば万民ことくくまね
ひにせて古代の総髪は公家神通者医師「(39ウ)

などやうの弱き長袖の人にのみ残れるに後には
医師もやろう頭や法師あたまやこゝろくの

あたまもてふりあるく世とはなりにたりそもく
今のやろう頭いにしへの風にはかなはねと天竺

の羅髮円頭にもまねはず清国の鬘粟頭
にもよらず独万国に秀ておもしろくたふと

き勇士の頭つき也これを武士頭とはいはずし

てやろう頭とよぶはくちをしきわざ也又今の「(40オ)
俗の人を罵詞に。コノヤラウメ。アノヤラウメなど

いふはワラハの訛語也畿内の人はコノワロカノワロなど
いへり丁頭のヤロウと思ひまがふべからず野郎な

ど、文字によりたる説は取にたらぬひがかう
がへ也因にいはん髪を朝ことは出家のしわざを字へるにていひて髪を

剃刀もてそること、なりぬ
③冠置字の歌

歌の頭に定たる文字を置いてよむはもと沓冠「(40ウ)
の歌の冠のみ也源ノ順ノ集にあめつちの哥四十八首もと

藤原ノ有忠朝臣□六なんよめる返し也かれはかみ
のかぎりにそのもじをすゑたりこれはしもにも

すゑ時をもわかちてよめる也云々頓阿ノ高野
日記にいろはを冠りにおきて四十八首をつくり出し

影前にそなふ
いまはとて仏の道をもとめねはたま〜人になるか

ひもなし「(41オ)
ろもかいもわれらはとらて法の道た、ふなぬしをた

のみてそゆく
(この間三行半墨線を引く)

姉小路権中納言基綱卿ノ春日社参
記に南無かすがの大明神といふことを一もじづ、五文

字のかみに置いて十三首の法楽をなんよみ侍り「(41ウ)
ぬる此心ざしひとへに題の心をおもひてありのま、に

いひ出しぬるにも侍らす又詞をかぎり心をたくみて
思ひしづめるにもあらず唯あめのした静に君が

代を長く久しくと思ひ又は数ならぬうき身を

うれへて行す糸を神にまかせてうきをもよろ

こばしきをも共にいひあらはせるばかりにて侍れ

は哥のすかたにめで給ふべきふしも侍らねど心ざ

しの深き色に詞の花なきを忘れて侍りぬいはぬ」(42オ)

心のうきをもそらに照覧あるべきことなれど

とかくすます心にすゝめられて身のむかし身の

行す糸思ひと思ひ出すふしをばかたのやうに

書つけ侍りぬこれさらに人に見せてあざけ

らるへき事にも侍らねば心のうちに思ひめぐ

らしことのはに出し侍らずともおなじこと

なれど猶たしかなるうれへのほどをも神には

しられ奉らんとぞ思ひたまうるなり」(42ウ)

秋天象

なかめつゝ更れはいとゝすみ増る心や月の光なるらん

秋天象

村雲のゆきゝをはやみ時雨きて野分に成ぬ秋のくれかた

秋地儀

かきりなくあふく心の色とみよ三笠の山の秋の千入を

秋地儀

過がてになかめてけりな春日野のおとろの露の秋の盛りを」(43オ)

秋植物

風すさぶ草木はあれど萩ばかりそよや秋ぞと聞つてそなき

秋植物

残しおかん秋の形みかから錦枝に一村うすき色哉

秋動物

立まよふ霧のまきれにくる鴈やはなれぬつらも絶間みゆらん

秋動物

いとゝしくをじかの声の哀さもことしの秋の旅寝にぞしる」(43ウ)

秋雑物

身のよるべ神はしらせよさほ河の霧の朝けにまよふすて舟

秋雑物

山の端の月を東にいそげとやこの大寺の入あひのかね

秋人事

うき事を何ぞといはゝこたへましとはれぬ秋の夕ぐれ空

秋人事

しるやいかにねても覚ても秋のよの長き思ひを神にまかすと」(44オ)

秋人事

結び置しちきりや深き神と君代々に待みる秋の手向は

宣胤卿記永正三年二月廿二日の条に今度於「神前」詠哥

かすが山神は四所五度ぞけふの祭にわ

れはつかへし

かすか山神はしるらしおそくさす藤の糸枝の

春をまつとは春日大明神の五字を句の首に

おきし」(44ウ)

かすか山日ことにいのる大麻を明かにみよ神し

守らは置字の歌のさまこれらにて心得べし

所見いとおほくてあくるにいとまなし

④天地の歌

源順家集にあめつちの哥四十八首もと藤原有

忠朝臣藤六なんよめるにかへしなりかれはかみ

のかきりにそのもしをすゑたりこれはしもにすゑ

時をもわかちてよめる也」(45オ)

⑮^(ママ)男女互にその心になりて歌よむ」(52オ)

顕昭法橋か拾遺抄註^註わかせこかきまさぬ

よひの^{云々}哥の注に男ノ歌ノ女ノ心ニナリテヨ

ムモアリ又女ノ歌ノ男ノ心ニナリテヨムモアレバ

此歌ハ女ニナリテ詠^レカ又女ヲワカセコトヨメル

歌モアリ^{云々}と見ゆ

(三行分空白)」(52ウ)